

厚木市 こども・若者みらい計画

令和 7 (2025) 年度～11 (2029) 年度

～こどもまんなか社会の実現を目指して～



「こどもまんなか社会」の 実現を目指して



本市では、豊かな自然の中でこどもが元気で心豊かに成長することを始め、保護者もこどもと共に成長できる充実した子育て環境の実現を目指し、平成 24（2012）年 12 月に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。また、条例の目的を具体的に推進するため「あつぎ子ども未来プラン」を策定し、第 1 期計画から第 3 期計画までの 15 年間にわたり、時代の変化に対応しながら、子育て環境の充実を図るための多様な取組を進めてきました。

令和 4（2022）年 6 月に新たに「こども基本法」が制定され、次代を担う全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者に関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進める方針（こどもまんなか社会の実現）が示され、翌年 12 月には、同法に基づく施策の基本的な内容等を定めた「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」では、市町村は、こども・若者に関連する計画等を一体のものとして新たなこども計画を策定し、多様な施策を総合的に推進することとされており、本市では、計画期間が満了する「あつぎ子ども未来プラン」の施策を継承しつつ、「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げた新たな計画として、「厚木市こども・若者みらい計画」を策定しました。

本計画に沿って、こどもや若者に関する取組を行い、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。また、こどもの健やかな成長と子育ての喜びを地域社会全体で共有できる環境づくりを推進し、「子育て・教育で選ばれるまち」として、全力で取り組んでまいりますので、皆様の引き続きの御理解、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、子ども育成推進委員会の皆様からの御提言を始め、多くの市民の皆様からも貴重な御意見をいただいたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和 7（2025）年 3 月

厚木市長 山口貴裕

目 次

第 1 章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
第 2 章	こども・若者・子育ての状況	4
1	人口と世帯	4
2	出生・就業・婚姻の状況	6
3	保育環境・教育環境	7
4	子育て支援のニーズ・こどもの生活実態等の把握	9
5	こども・若者の意向調査結果	20
6	こども・若者をめぐる課題と視点	23
第 3 章	計画の基本的な考え方	27
1	基本理念	27
2	基本方針	28
3	施策の体系	30
第 4 章	施策の展開	35
基本施策 1	ライフステージを通じた施策	35
基本施策 2	ライフステージ別の施策	43
基本施策 3	子育て当事者の支援	50
基本施策 4	社会全体で支える推進体制	53

第5章 子ども・子育て支援事業計画 55

- 1 教育・保育提供区域の設定55
- 2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策56
- 3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等60

第6章 計画の推進 71

- 1 数値目標71
- 2 計画の推進体制72
- 3 計画の進行管理72
- 4 関係機関との連携73

資料編 74



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨



急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応するため、本市では、こどもの健やかな成長と保護者が子育てに喜びを感じられるまちづくりを目指し、平成24(2012)年12月に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。

また、条例の目的を実現するための計画「あつぎ子ども未来プラン」を策定し、多様な施策を展開しながら地域全体でこどもと子育て家庭を支える取組を進めてきました。

こうした中、国において令和4(2022)年6月に「こども基本法」が制定され、次代を担う全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者に関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進める方針(こどもまんなか社会の実現)が示されました。令和5(2023)年12月には、同法に基づく施策の基本的な内容等を定めた「こども大綱」が策定されています。

こどもまんなか

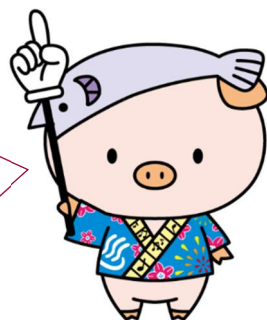
こども家庭庁が掲げるスローガン。全ての人が、こどもと子育て家庭を社会の真ん中において応援していこうという、社会全体の意識改革を後押しするための取組です。

「こども基本法」では、市町村において、「こども大綱」や都道府県のこども計画を勘案しながら、こども・若者に関連する計画等を一体のものとして新たなこども計画を策定し、多様な施策を総合的に推進することとされています。

本市では、令和2(2020)年3月に策定した「あつぎ子ども未来プラン(第3期)」の計画期間が令和6(2024)年度をもって満了することから、同プランで推進してきた施策を継承しつつ、「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げた新たな計画として「厚木市こども・若者みらい計画」を策定しました。

なお、本計画における「こども・若者」とは、「こども基本法」の理念に従い、「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」(生まれる前から20代、30代を中心とする若い世代)を示しています。

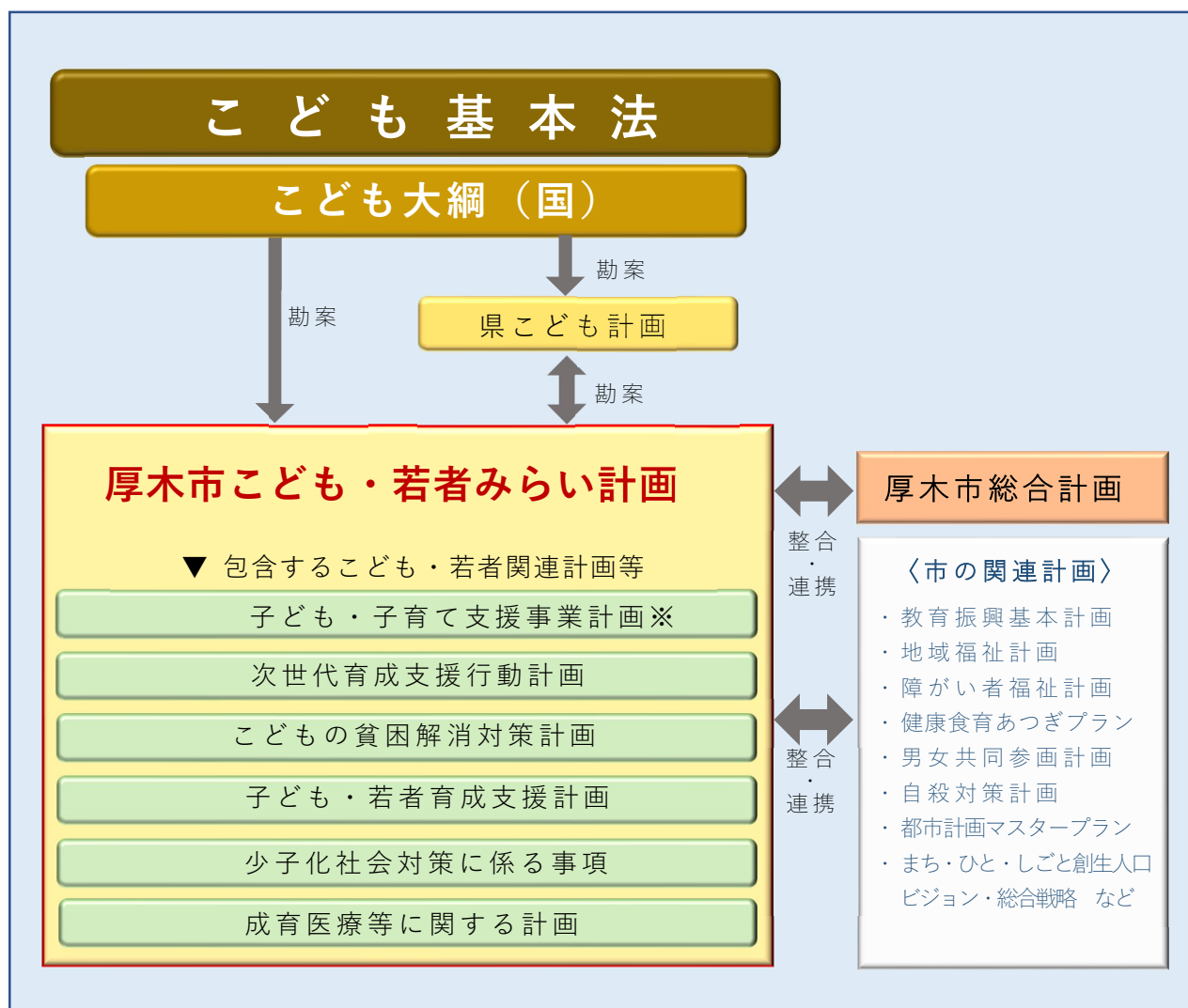
未来プランを
継承しながら
より強力な計画に
生まれ変わるんだよ



2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画として、「こども大綱」と神奈川県の子ども計画を勘案するとともに、本市の子ども育成条例第6条に定める基本計画として、上位計画である厚木市総合計画及び教育・福祉・保健等の関連計画との整合を図り策定しました。

なお、こども・若者関連計画等を包含しています。



※「子ども・子育て支援事業計画」については、市町村が5年を1期として定めるものとされ、第5章に掲載しています。

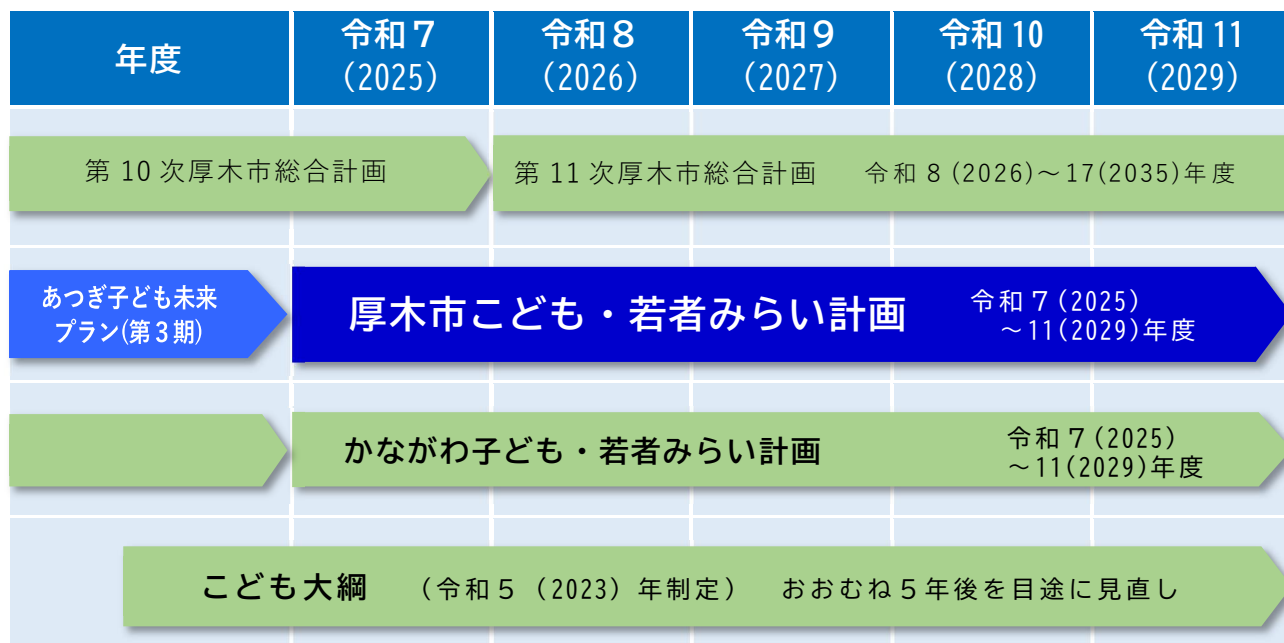
包含するこども・若者関連計画等の根拠法

計画等名	根拠法
子ども・子育て支援事業計画(第5章)	子ども・子育て支援法第61条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
こどもの貧困解消対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
少子化社会対策に係る事項	少子化社会対策基本法第4条
成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5条

3 計画期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間において、社会情勢等の変化や国・県の動向、本市のこども・若者を取り巻く状況や市民ニーズ等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

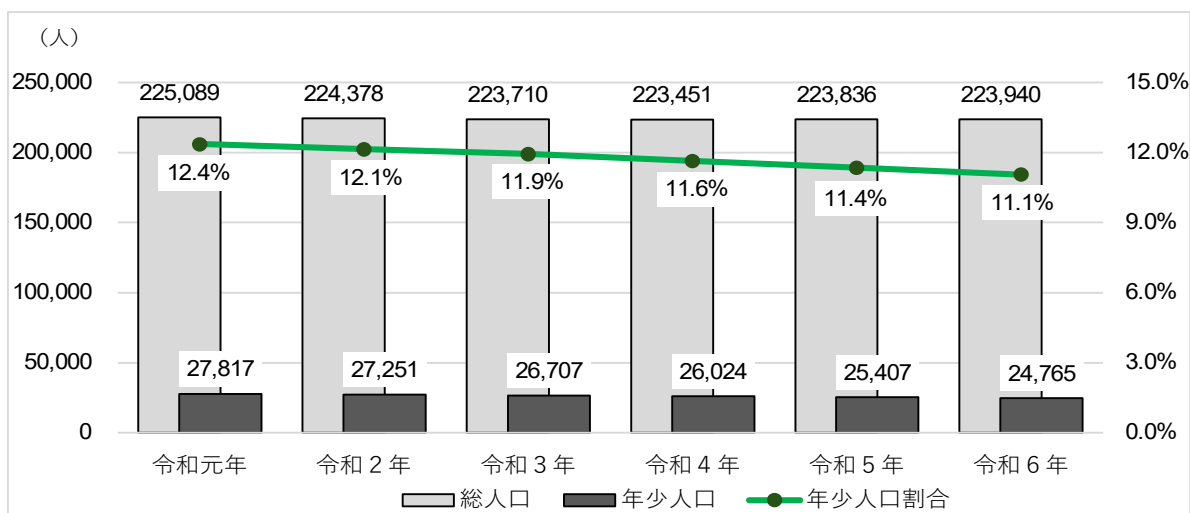


第2章 こども・若者・子育ての状況

1 人口と世帯

(1) 総人口と年少人口

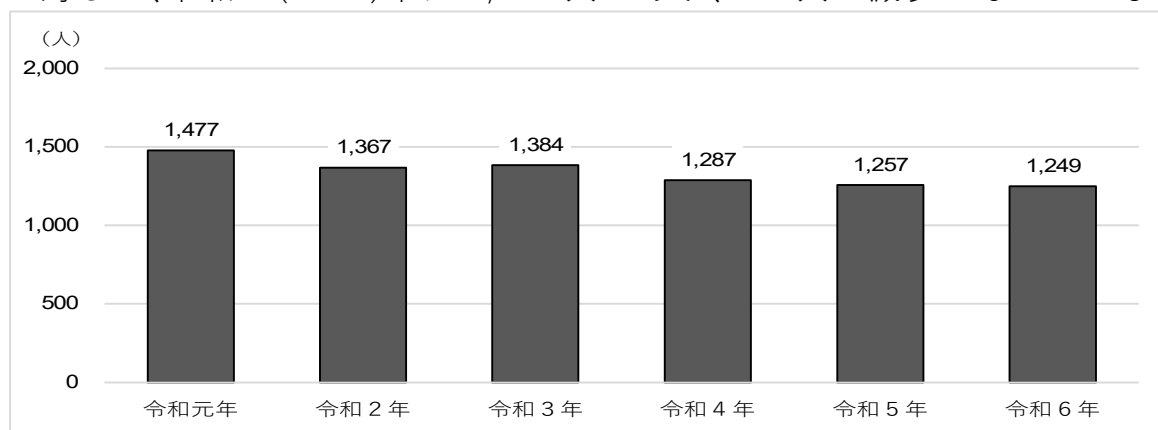
本市の総人口 223,940 人（令和 6（2024）年 1 月 1 日現在）のうち、年少人口（15 歳未満）は 24,765 人であり、11.1%の構成比となっています。年少人口は減少傾向にあり、総人口に占める割合も低下しています。



住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(2) 0 歳人口

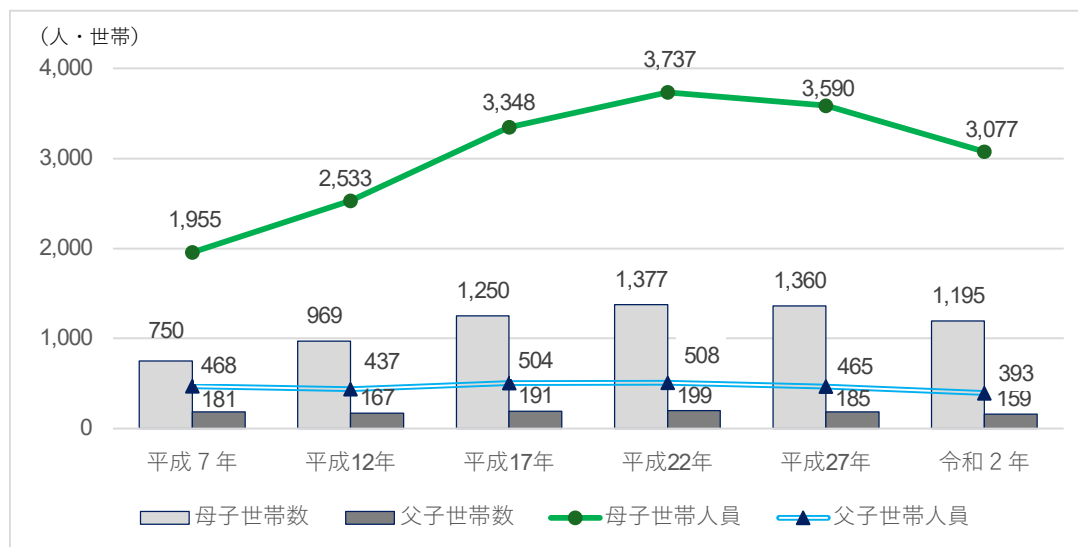
本市の 0 歳人口（各年 1 月 1 日現在）は、令和元(2019)年の 1,477 人に対して、令和 6（2024）年は 1,249 人であり、228 人の減少となっています。



住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(3) ひとり親世帯

本市の母子世帯数、母子世帯人員は、平成 22(2010)年までは増加傾向にありましたが、平成 27(2015)年以降は減少傾向に転じ、令和 2 (2020)年には 1,195 世帯、3,077 人となっています。父子世帯数、父子世帯人員は、平成 27 (2015) 年以降減少傾向にあり、令和 2 (2020)年には 159 世帯、393 人となっています。

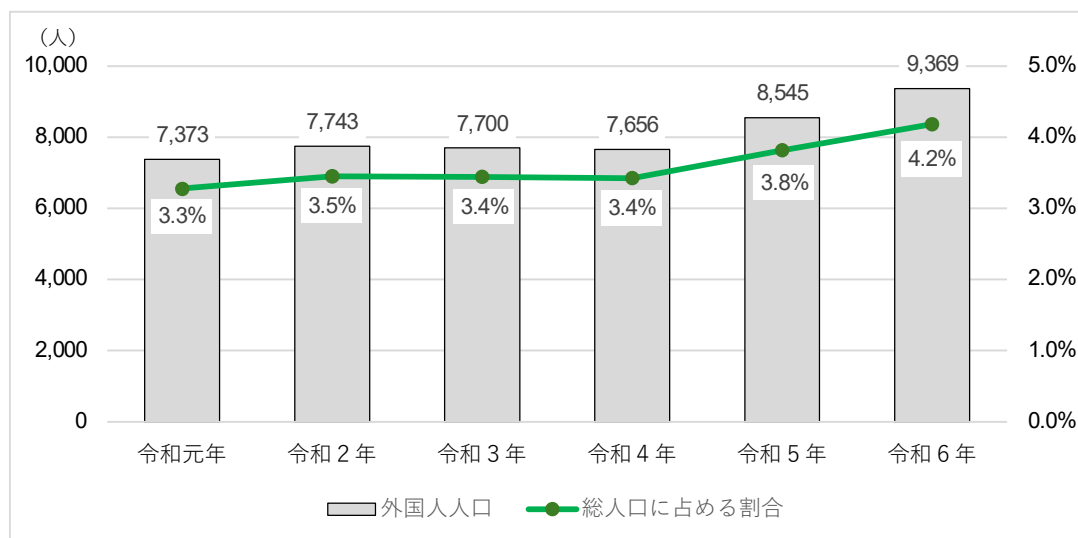


国勢調査

※ 母子世帯／父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親／男親と、その 20 歳未満の未婚のこどものみからなる一般世帯（他の構成員がいないもの）をいいます。

(4) 外国人人口

本市の外国人人口は、令和元(2019)年の 7,373 人に対して、令和 6 (2024)年は 9,369 人と 1,996 人増加しており、総人口に占める割合は 4.2%となっています。

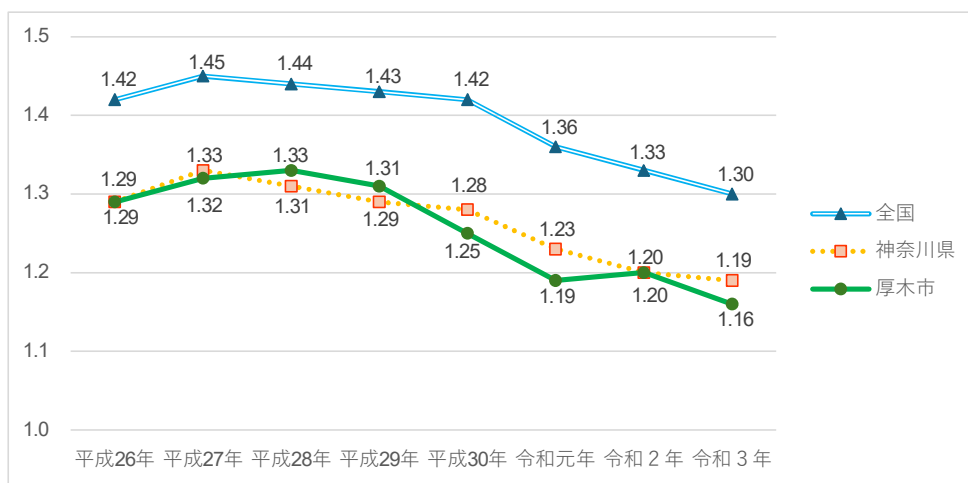


住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

2 出生・就業・婚姻の状況

(1) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は近年やや低下傾向にあり、令和3(2021)年には1.16となっています。全国の水準より低く、神奈川県の水準とほぼ同等で推移しています。



神奈川県衛生統計年報／人口動態統計

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する比率のことです。
※国と県、本市では算出方法が若干異なるため、参考比較になります。

(2) 女性の年齢別就業率(25～44歳)

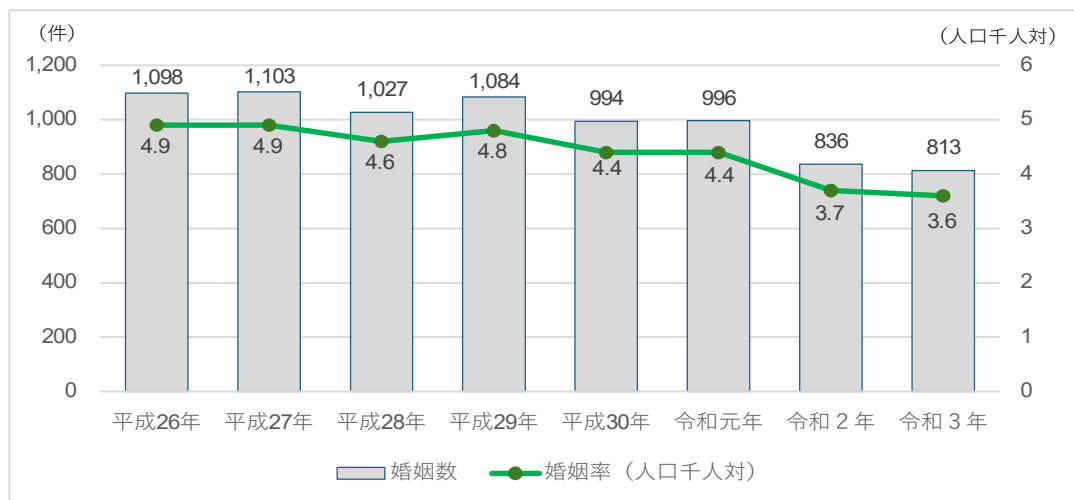
本市の25～44歳の女性の年齢別就業率を見ると、全ての年代で上昇傾向にあり、25～44歳全体では平成27(2015)年の68.3%に対して、令和2(2020)年は72.8%となっています。

年齢	厚木市		神奈川県		全国	
	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
25～29歳	74.7%	78.0%	78.1%	83.2%	77.1%	82.5%
30～34歳	64.9%	70.7%	67.8%	74.2%	70.3%	75.9%
35～39歳	64.6%	69.5%	64.4%	71.0%	70.1%	75.4%
40～44歳	70.0%	73.2%	67.9%	73.8%	73.5%	78.4%
25～44歳	68.3%	72.8%	68.9%	75.2%	72.6%	77.9%

国勢調査

(3) 婚姻数、婚姻率

本市の婚姻数は、年によって変動はありますが、近年やや減少傾向にあり、令和3(2021)年には813件となっています。婚姻率(人口千人対)も低下傾向にあり、令和3(2021)年には3.6となっています。



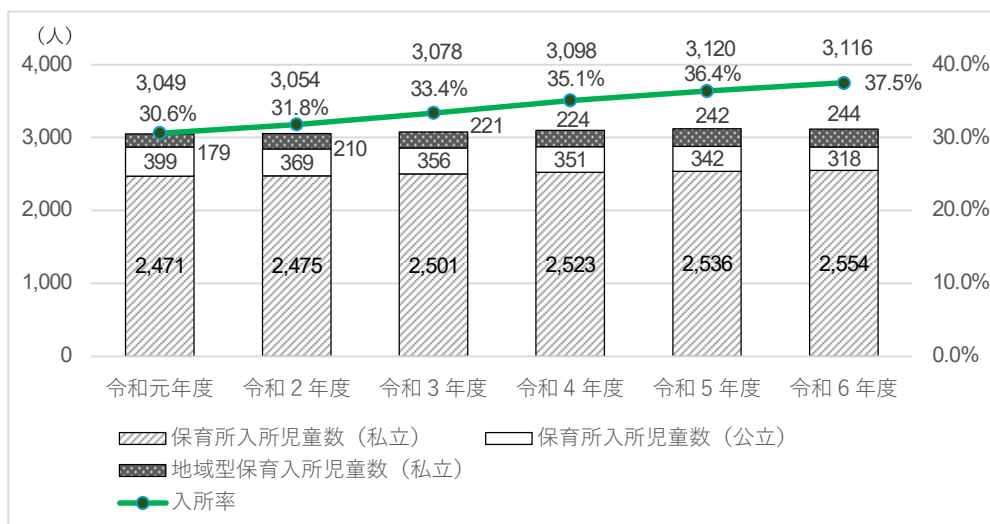
神奈川県衛生統計年報

3 保育環境・教育環境

(1) 保育所・地域型保育事業所の入所児童数・保育所等利用待機児童数

本市の保育所及び地域型保育事業所の入所児童数は、おおむね増加傾向にあり、令和6(2024)年度には合計3,116人となっています。0～5歳人口に対する入所率も上昇傾向にあり、令和6(2024)年度には37.5%となっています。

一方、本市の保育所等利用待機児童数は施設整備等により減少し、令和3(2021)年度以降は0人となっています。



厚木市保育課資料 (各年5月1日現在)

(2) 幼稚園・認定こども園の在園児数

本市の幼稚園・認定こども園の在園児数は、やや減少傾向にあり、令和6(2024)年度には2,519人となっています。



厚木市こども育成課資料（各年5月1日現在）

※入園率：市内3～5歳児の人口を市民の在園児数で割ったもの。市外への通園を含む。

(3) 放課後児童クラブの入所児童数

本市の市立放課後児童クラブの入所児童数は、年度によって変動はあるもののおおむね増加傾向にあり、令和6(2024)年度には1,319人となっています。6～11歳人口に対する入所率も同様に上昇傾向にあり、令和6(2024)年度には12.7%となっています。



厚木市こども育成課資料（各年5月1日現在）

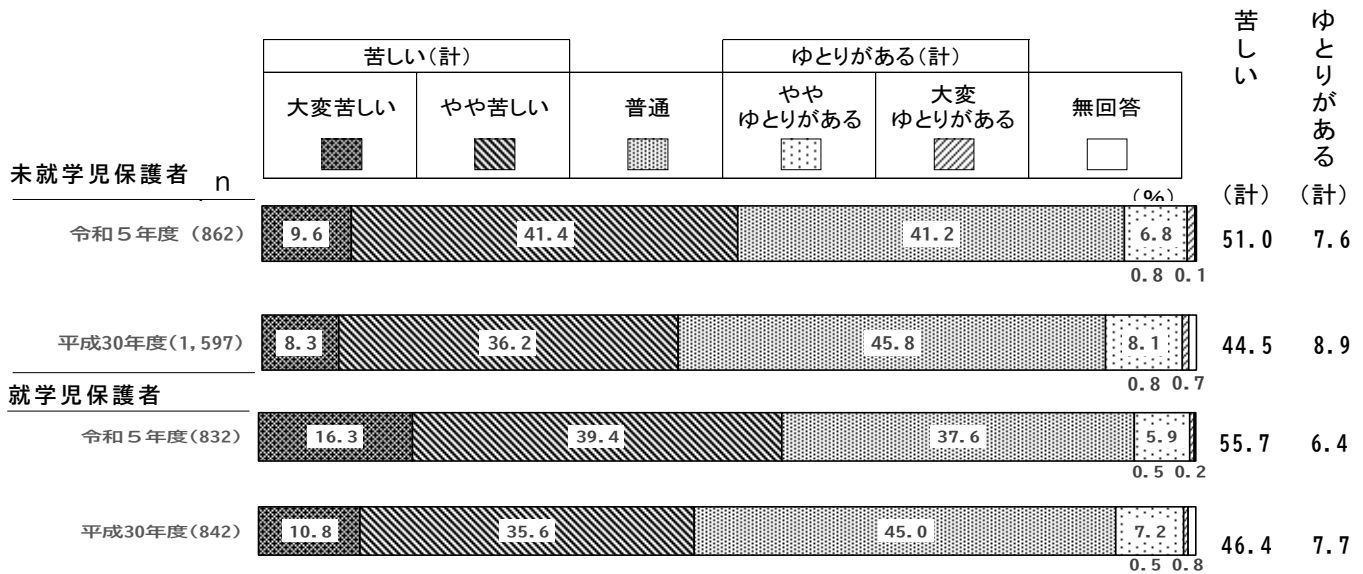
4 子育て支援のニーズ・こどもの生活実態等の把握

(1) 厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査

ア 未就学児・就学児調査

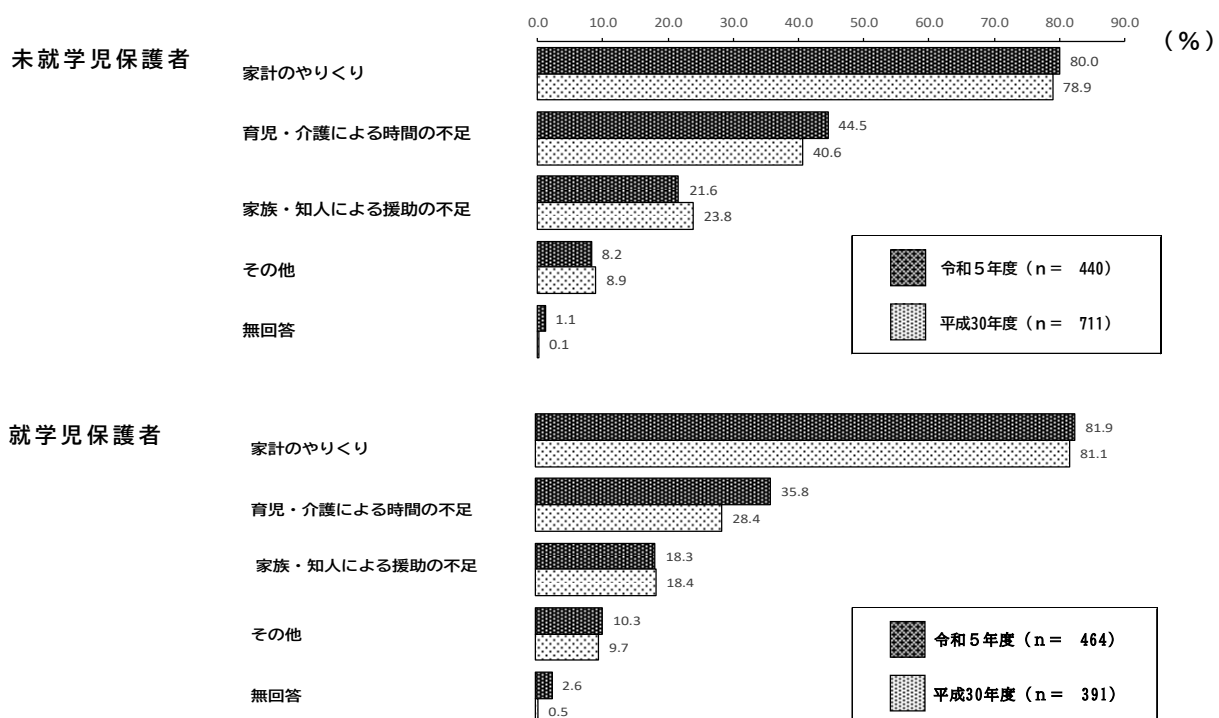
(ア)現在の暮らしの状況（人・お金・時間など）

未就学児保護者、就学児保護者ともに、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると、半数以上が「苦しい」と回答しています。



(イ)暮らしの状況が苦しい理由

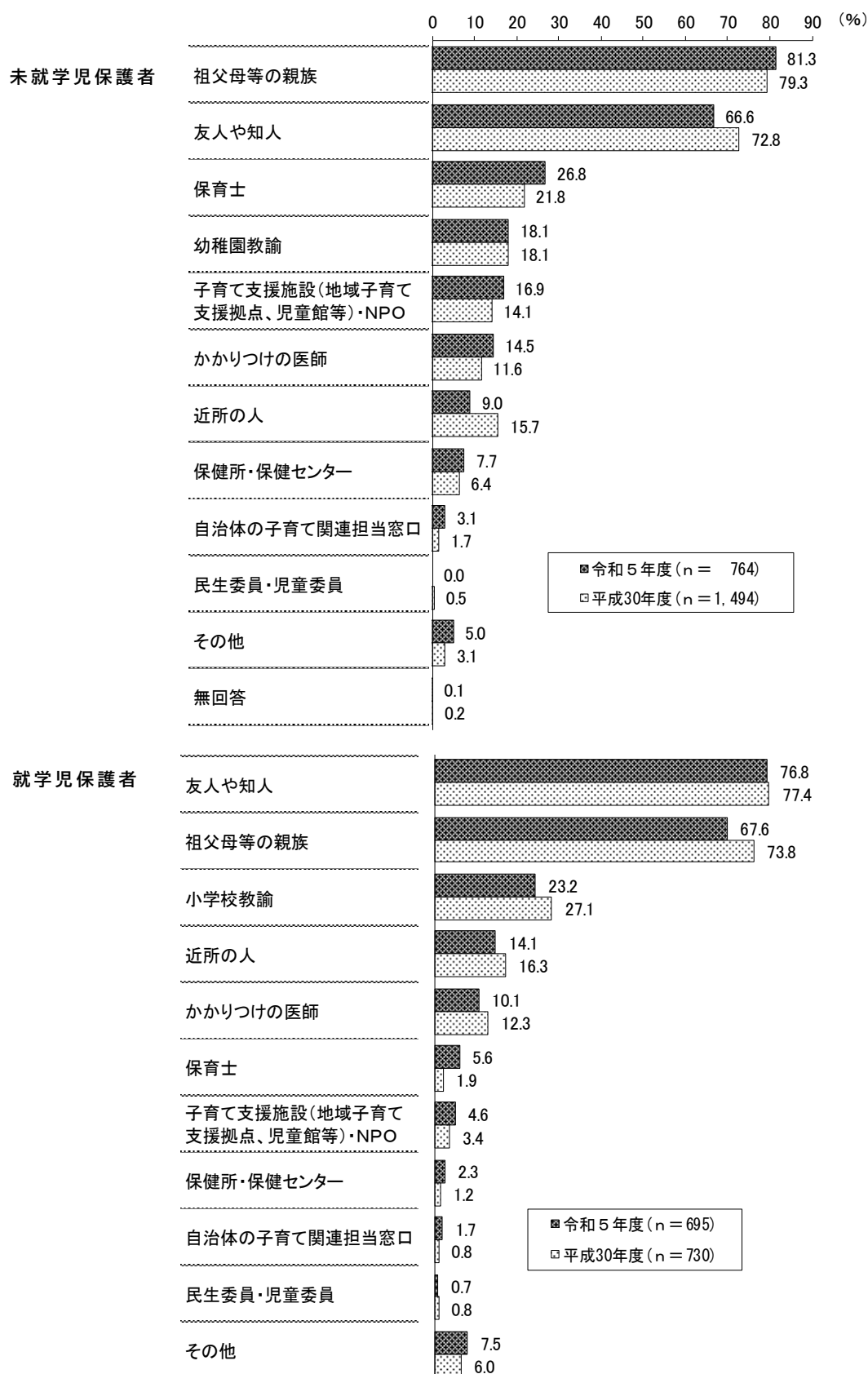
(ア)の回答で「大変苦しい」「やや苦しい」と答えた方に理由を聞いたところ、「家計のやりくり」が最も多く、次いで「育児・介護による時間の不足」、「家族・知人による援助の不足」となっています。



(ウ)子育てに関する相談先

子育てに関して気軽に相談できる相手・場所が「いる／ある」は8割を超えています。平成30(2018)年度調査と比較すると減少しています。

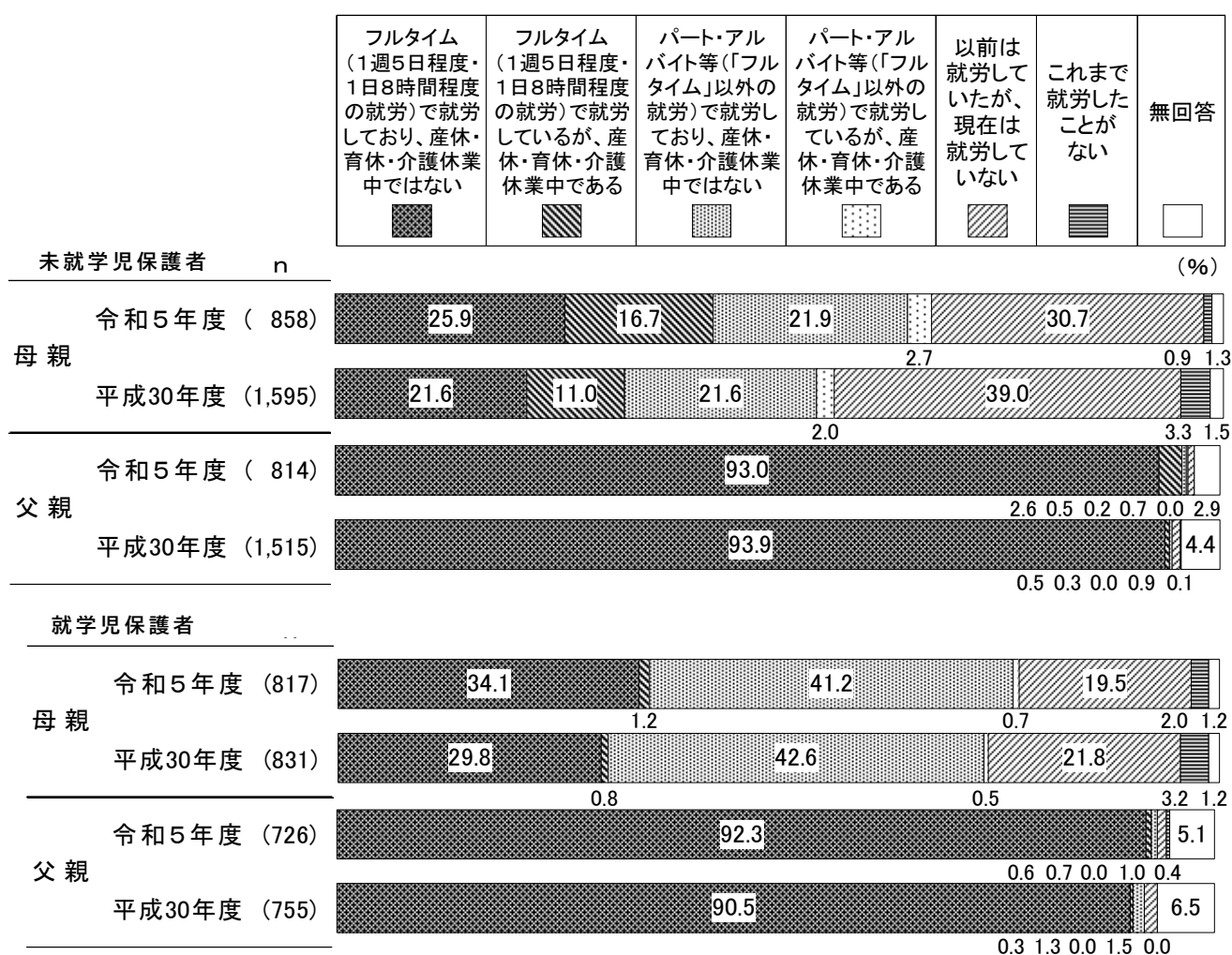
また、相談先では、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が多くなっています。



(エ)母親・父親の就労状況

未就学児の母親の就労状況を見ると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.7%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.9%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は4.3ポイント、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は5.7ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は8.3ポイント減少しています。

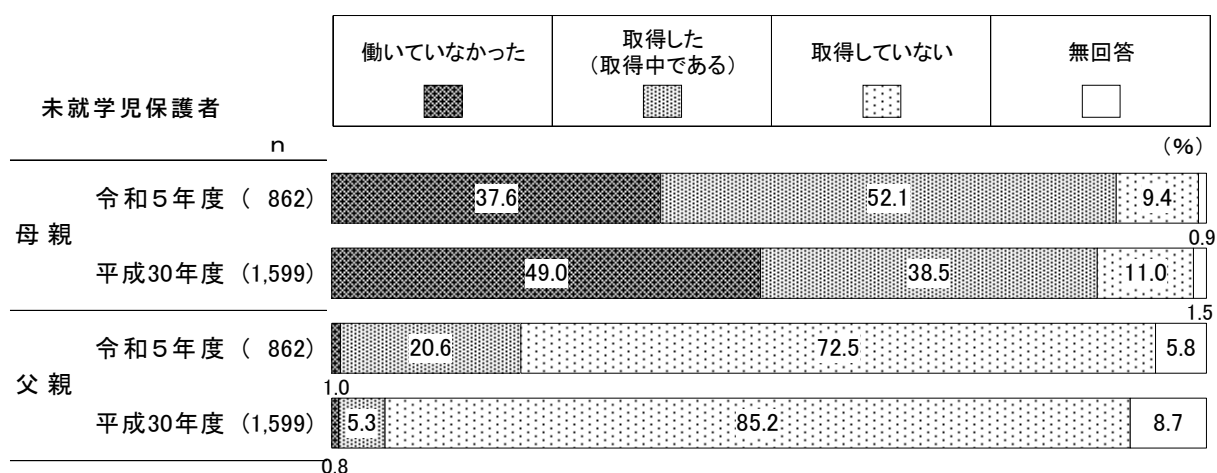
就学児の母親の就労状況を見ると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.2%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.5%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は4.3ポイント増加しています。



(オ)育児休業の取得状況

未就学児調査において、母親については、「取得した（取得中である）」が 52.1%、「取得していない」が 9.4%となっています。「働いていなかった」は 37.6%でした。平成 30(2018)年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」は 13.6 ポイント増加し、「働いていなかった」は 11.4 ポイント減少しています。

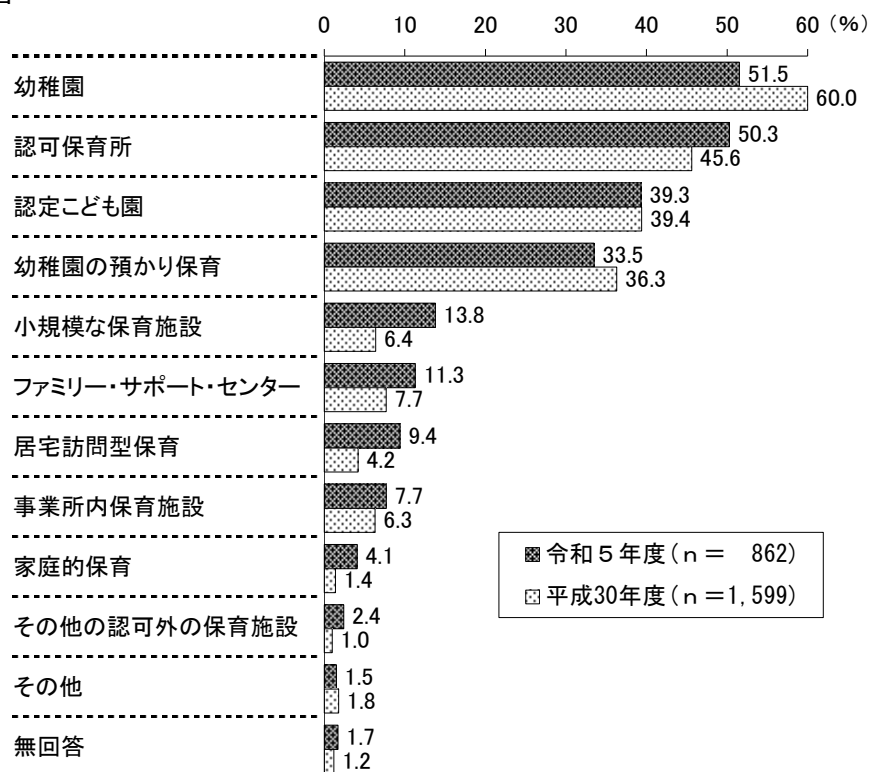
父親については、「取得した（取得中である）」が 20.6%、「取得していない」が 72.5%となっています。「働いていなかった」は 1.0%でした。平成 30(2018)年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」は 15.3 ポイント増加し、「取得していない」は 12.7 ポイント減少しています。



(カ)平日の教育・保育事業の今後の利用意向

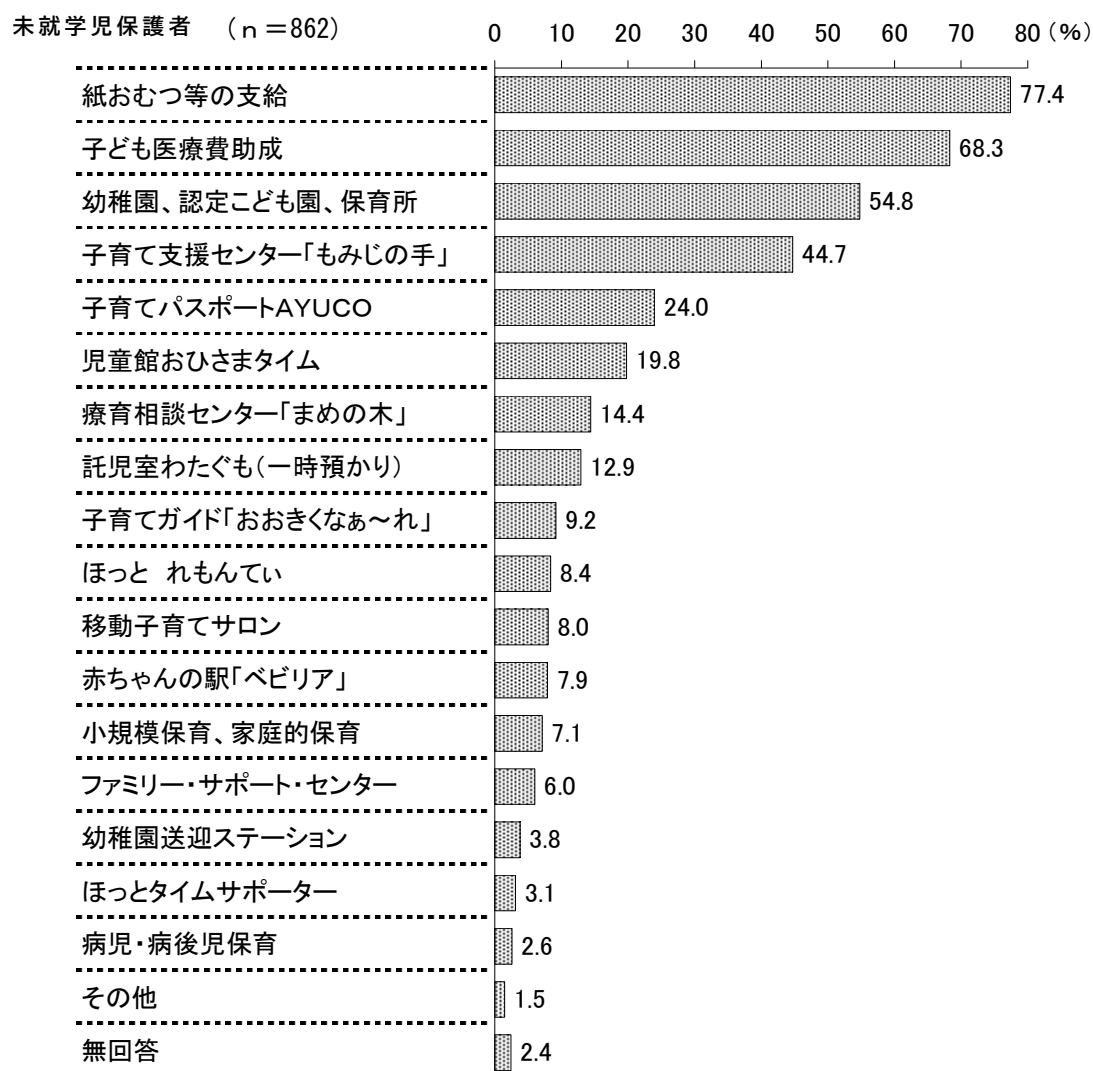
現在の利用の有無にかかわらず、「幼稚園」が 51.5%で最も多く、次いで「認可保育所」が 50.3%、「認定こども園」が 39.3%、「幼稚園の預かり保育」が 33.5%となっています。平成 30(2018)年度調査と比較すると、「小規模な保育施設」は 7.4 ポイント、「居宅訪問型保育」は 5.2 ポイント増加し、「幼稚園」は 8.5 ポイント減少しています。

未就学児保護者



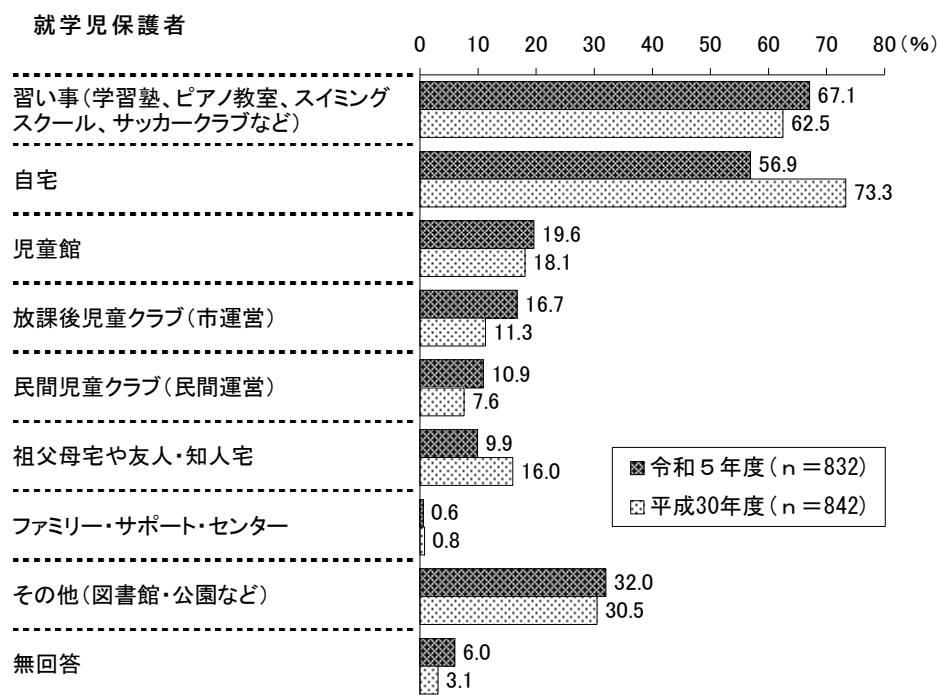
(キ)市の子育て支援事業で役に立った満足度の高い事業

「紙おむつ等の支給」が 77.4%で最も多く、次いで「子ども医療費助成」が 68.3%、「幼稚園、認定こども園、保育所」が 54.8%、「子育て支援センターもみじの手」が 44.7%となっています。



(ク)就学児保護者が希望するこどもの放課後の過ごし方

「習い事（学習塾、ピアノ教室、スイミングスクール、サッカークラブなど）」が 67.1%で最も多く、次いで「自宅」が 56.9%、「児童館」が 19.6%、「放課後児童クラブ（市運営）」が 16.7%となっています。平成 30(2018)年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（市運営）」は 5.4 ポイント、「習い事」は 4.6 ポイント増加し、「自宅」は 16.4 ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」は 6.1 ポイント減少しています。



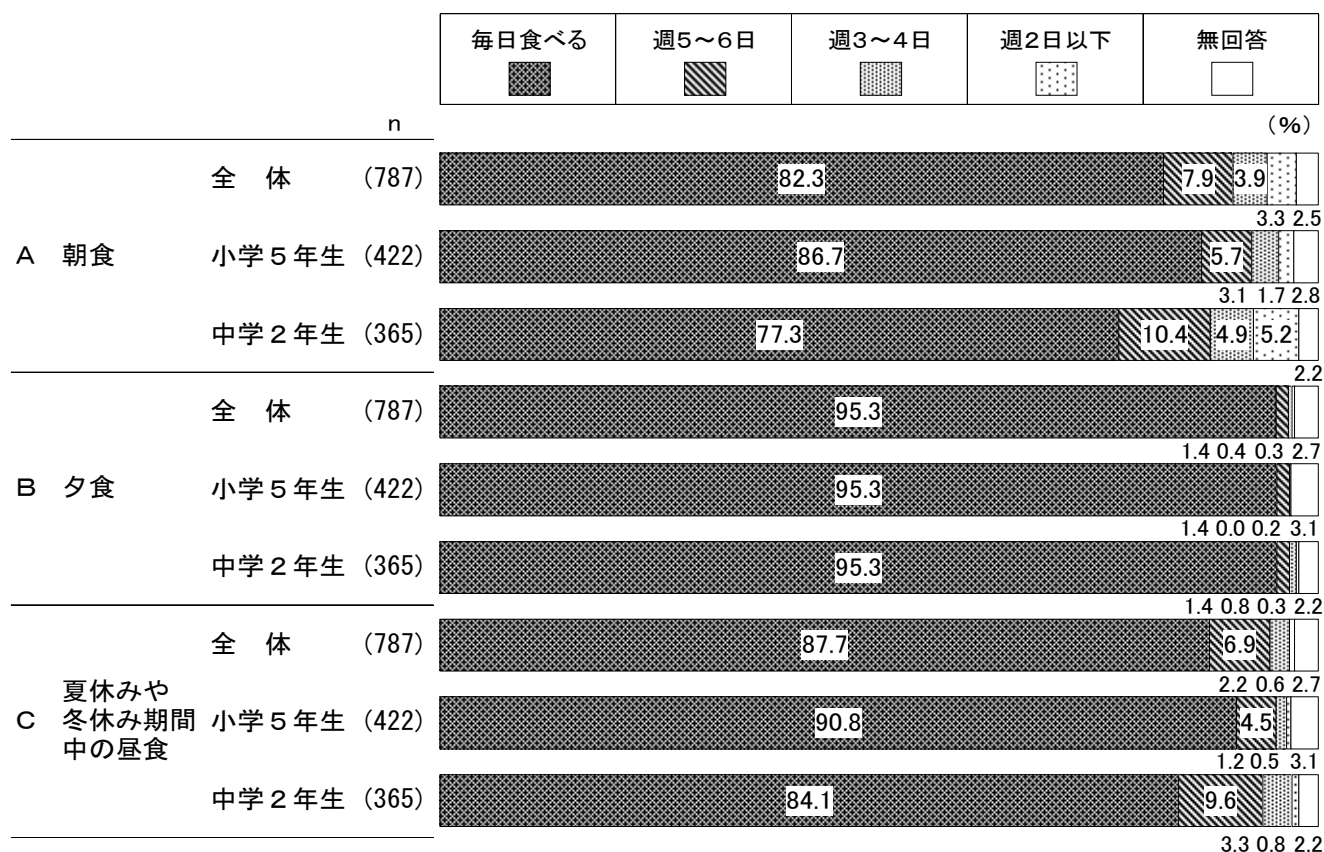
なお、令和 5 (2023)年度調査の結果では、現状の放課後の過ごし方は、「自宅」が 66.7%で最も多く、次いで「習い事」が 59.0%、放課後児童クラブ（市運営）が 17.5%、児童館が 15.1%となっています。

現状と比較した希望については、「習い事」が 8.1 ポイント、「児童館」が 4.5 ポイント多くなっており、「自宅」が 9.8 ポイント、「放課後児童クラブ（市運営）」が 0.8 ポイント少なくなっています。

イ 小学5年生・中学2年生調査

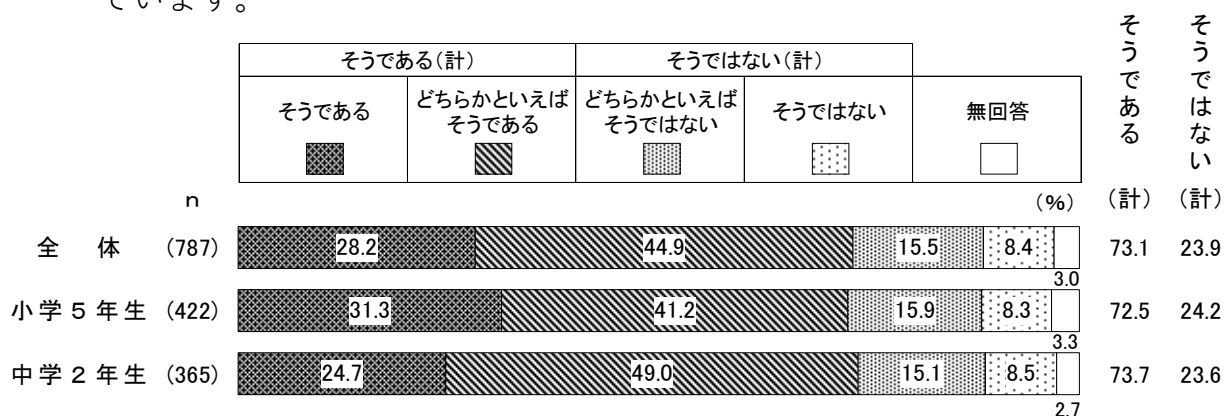
(ア)食事の頻度

全体では、いずれの食事についても「毎日食べる」が最も多く、朝食では82.3%、夕食では95.3%、夏休みや冬休み期間中の昼食では87.7%となっています。毎日食べないという回答は、朝食では15.1%、夕食では2.1%、夏休みや冬休み期間中の昼食では9.7%となっています。



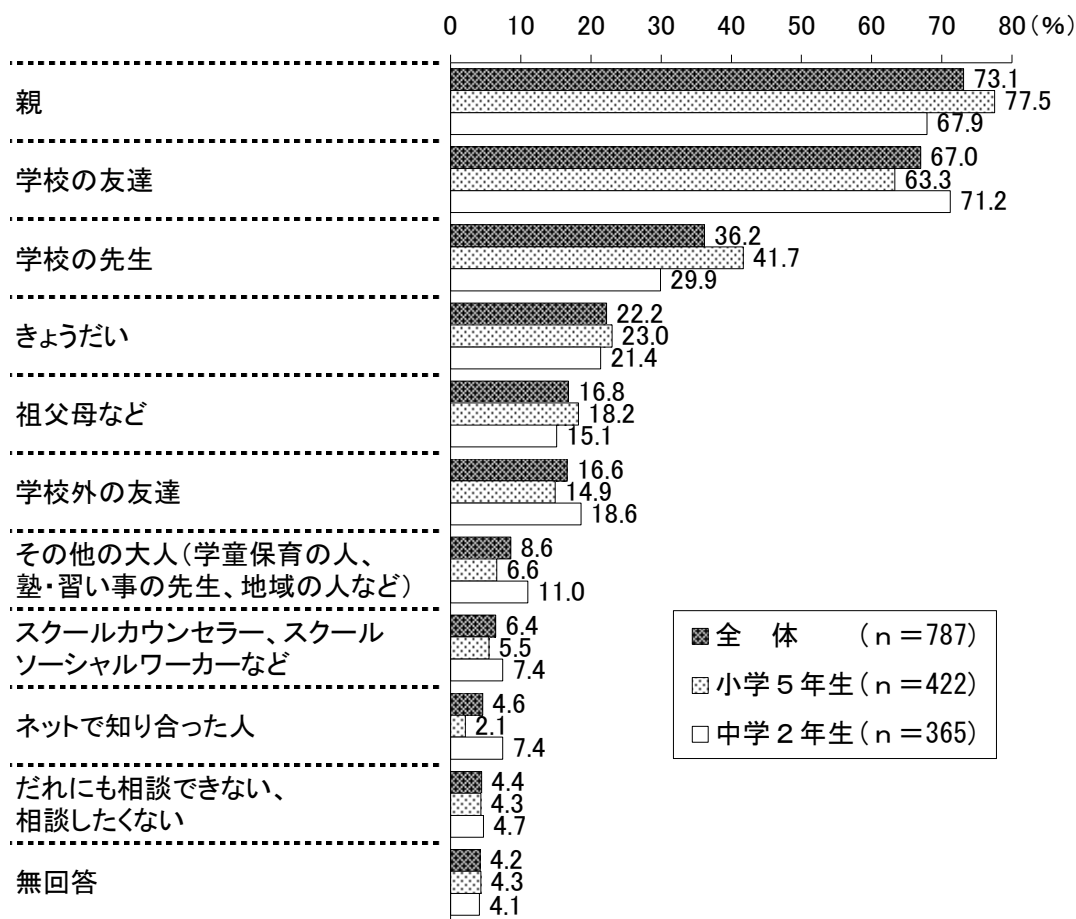
(イ)ふだんの就寝時間

ふだん（月曜日～金曜日）、ほぼ同じ時間に寝ているかについては、全体では「そうである」（28.2%）と「どちらかといえばそうである」（44.9%）を合わせた「そうである（計）」は73.1%、「どちらかといえばそうではない」（15.5%）と「そうではない」（8.4%）を合わせた「そうではない（計）」は23.9%となっています。



(ウ)困っていることや悩みごとがあるときの相談相手

全体では、「親」が73.1%で最も多く、次いで「学校の友達」が67.0%、「学校の先生」が36.2%、「きょうだい」が22.2%となっています。小学5年生では「親」が77.5%、中学2年生では「学校の友達」が71.2%と最も多くなっています。

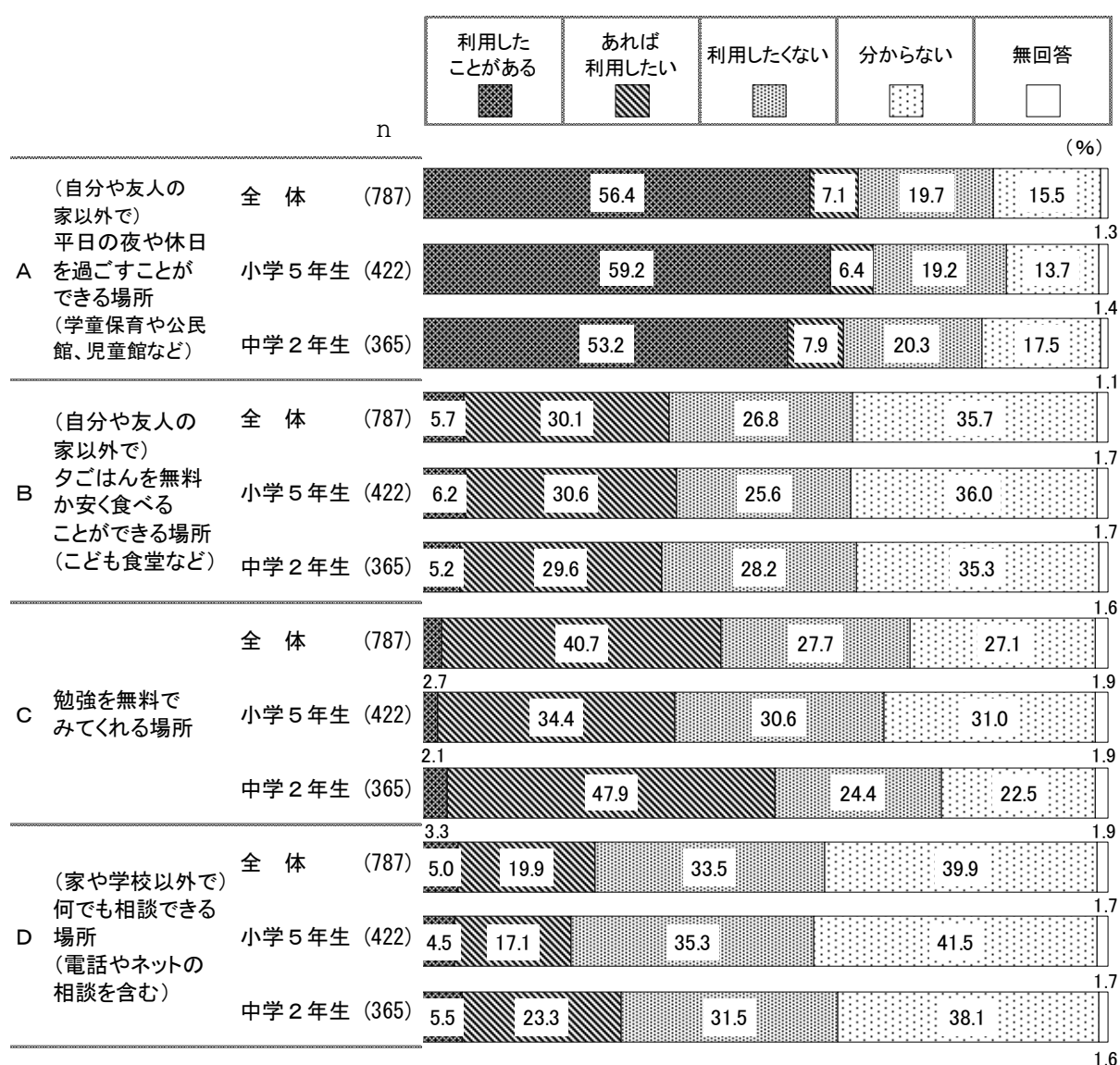


(エ)施設等の利用状況・利用意向

「利用したことがある」という回答は、全体では「(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所 (学童保育や公民館、児童館など)」が 56.4%と最も多く、次いで「(自分や友人の家以外で) タごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」が 5.7%となっています。

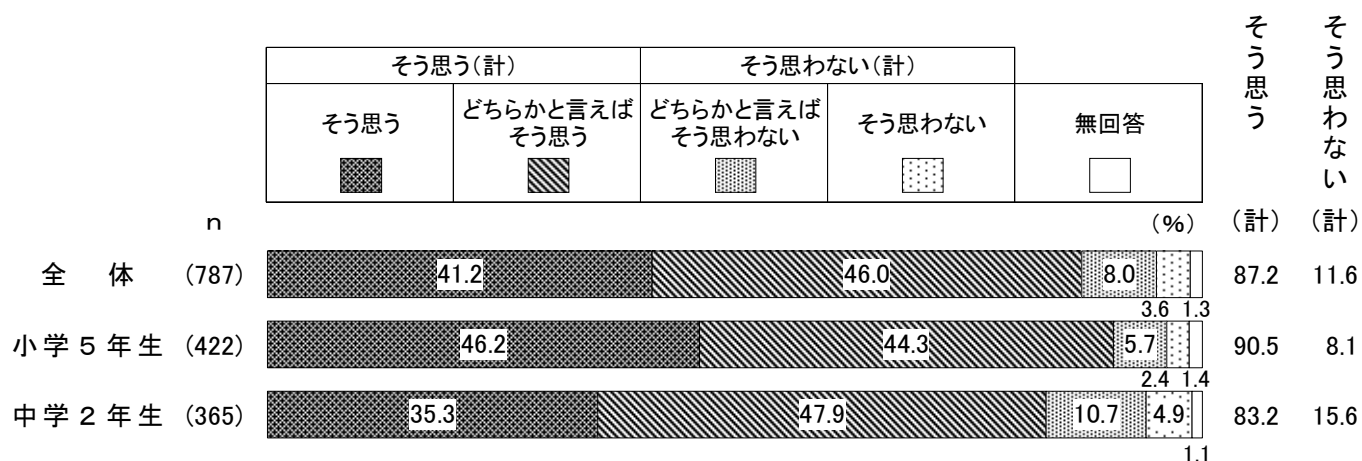
「あれば利用したい」という回答は、全体では「勉強を無料でみてる場所」が 40.7%と最も多く、次いで「(自分や友人の家以外で) タごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」が 30.1%となっています。

「利用したくない」という回答は、全体では「(家や学校以外で) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む)」が 33.5%と最も多く、次いで「勉強を無料でみてる場所」が 27.7%となっています。



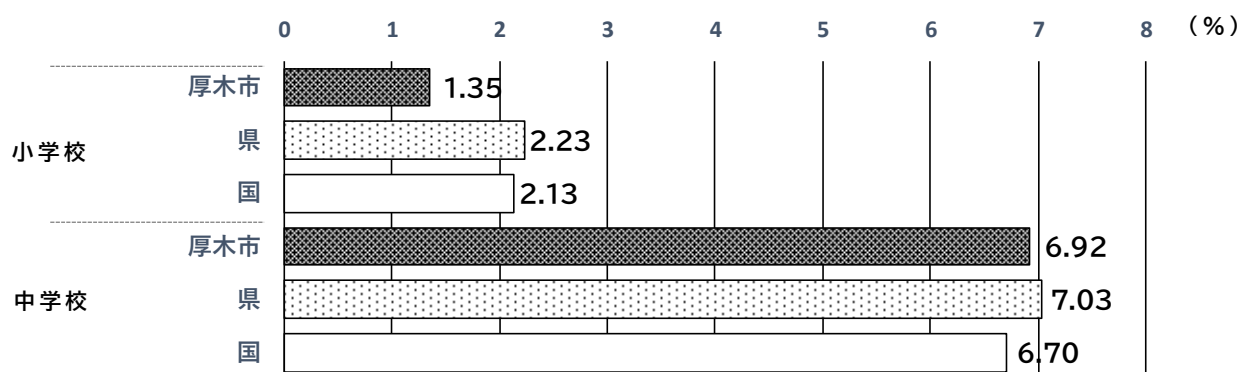
(オ)社会のために役立つことをしたいと思うか

全体では「そう思う」(41.2%)と「どちらかと言えばそう思う」(46.0%)を合わせた「そう思う(計)」は87.2%、「どちらかと言えばそう思わない」(8.0%)と「そう思わない」(3.6%)を合わせた「そう思わない(計)」は11.6%となっています。



【参考】小学校不登校児童と中学校不登校生徒の割合

小学校の不登校児童の割合は、児童総数の1.35%となっており、県・国よりも低い割合となっています。中学校の不登校生徒の割合は、生徒総数の6.92%となっており、県よりも低く、国よりも高い割合となっています。



※ 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の抜粋

※不登校の定義（文部科学省）

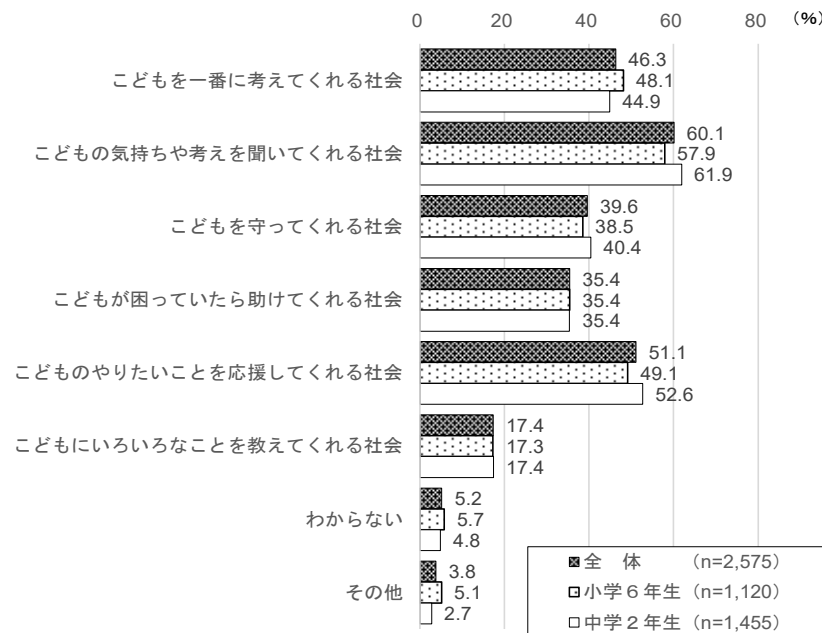
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）

本調査は、「令和5(2023)年度の間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由とする者」を計上したものです。

5 こども・若者の意向調査結果

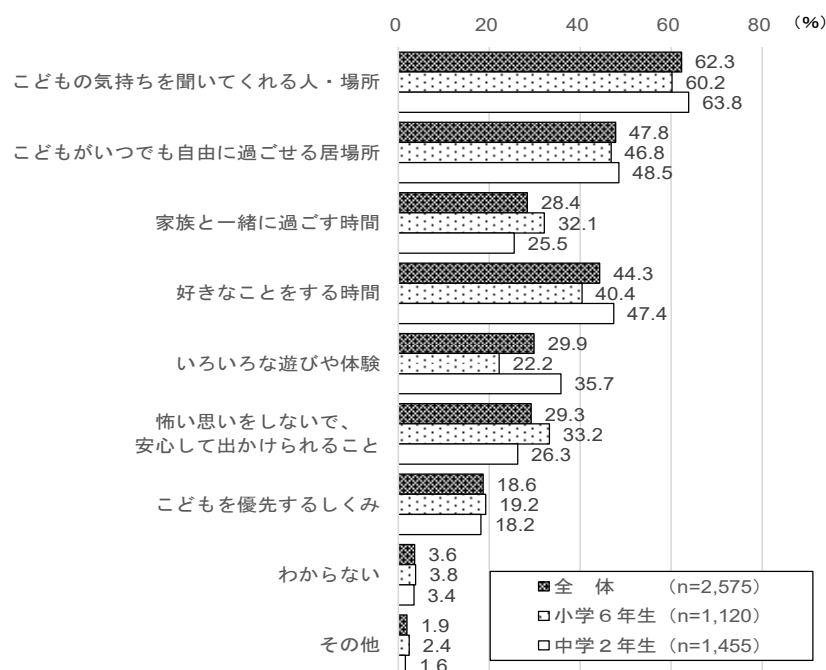
(1) 「こどもまんなか社会」のイメージ

こども全体では、「こどもの気持ちや考えを聞いてくれる社会」が60.1%と最も多く、次いで「こどものやりたいことを応援してくれる社会」が51.1%、「こどもを一番に考えてくれる社会」が46.3%となっています。



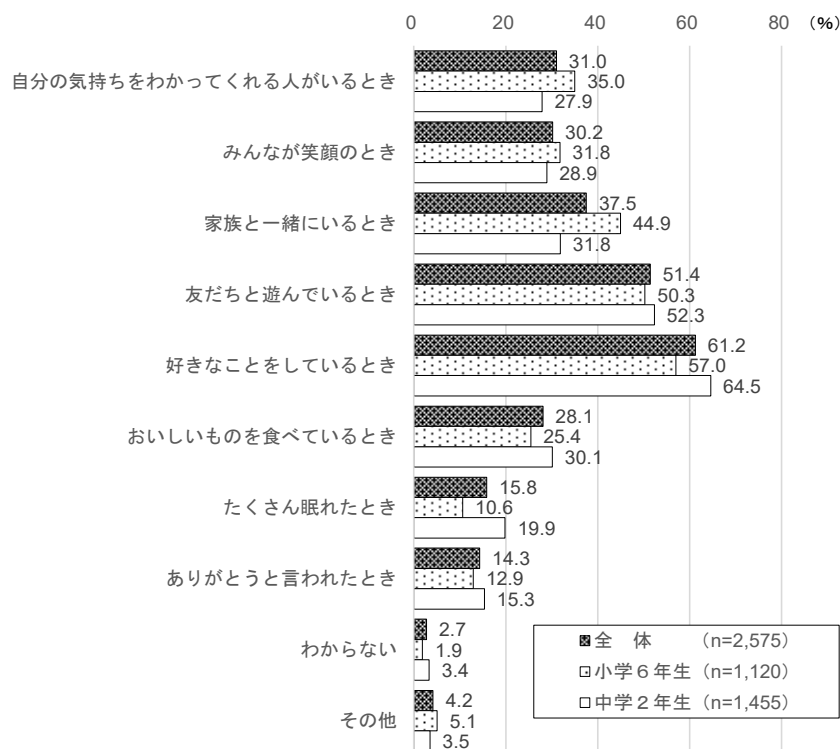
(2) 「こどもまんなか社会」をつくるために必要なこと

こども全体では、「こどもの気持ちを聞いてくれる人・場所」が62.3%と最も多く、次いで「こどもがいつでも自由に過ごせる居場所」が47.8%、「好きなことをする時間」が44.3%となっています。



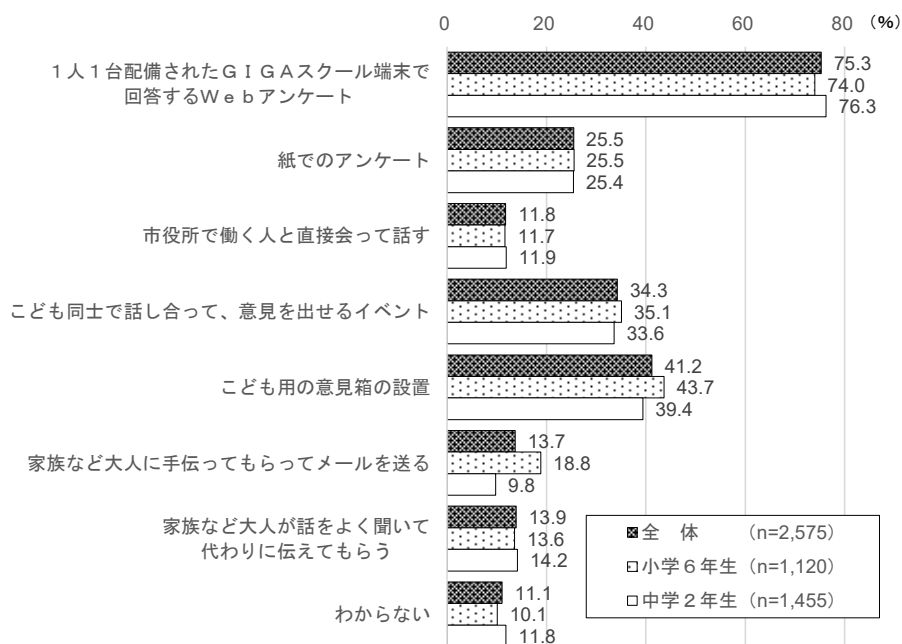
(3)「幸せ」だと感じるとき

こども全体では、「好きなことをしているとき」が 61.2%と最も多く、次いで「友だちと遊んでいるとき」が 51.4%、「家族と一緒にいるとき」が 37.5%となっています。



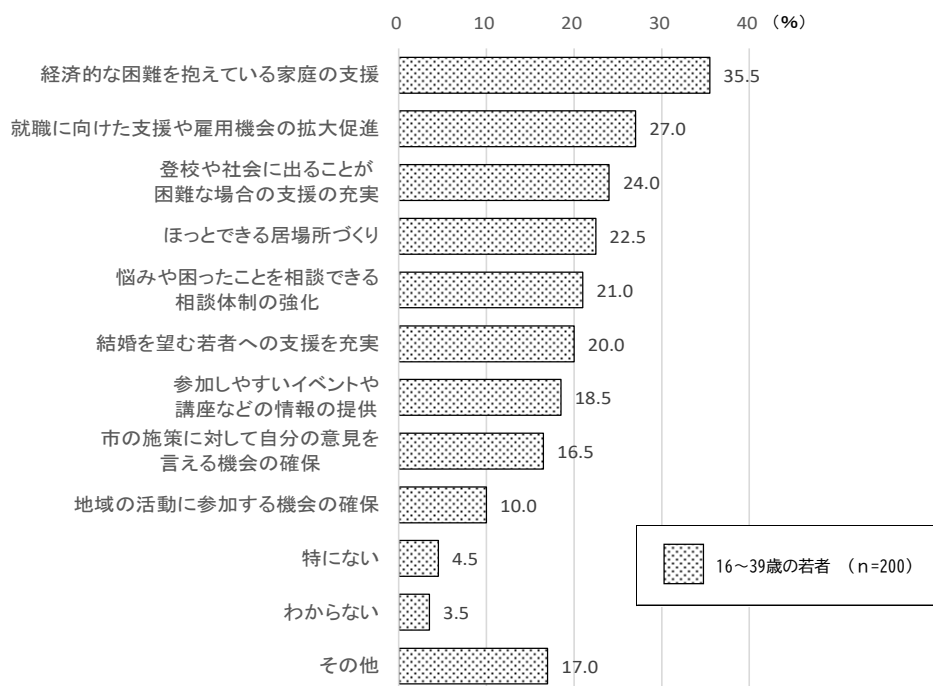
(4) 意見表明しやすい方法 (こども)

こども全体では、「1人1台配備されたGIGAスクール端末で回答するWebアンケート」が 75.3%と最も多く、次いで「こども用の意見箱の設置」が 41.2%、「こども同士で話し合って、意見を出せるイベント」が 34.3%となっています。



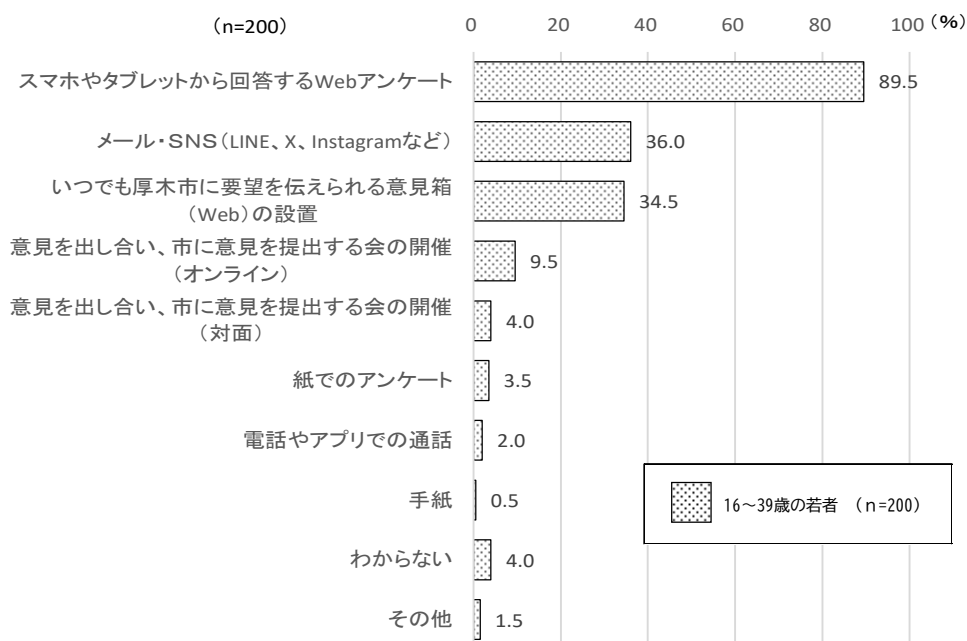
(5) 力を入れてほしいこども・若者施策

若者の意向調査の結果、「経済的な困難を抱えている家庭の支援」が35.5%と最も多く、次いで「就職に向けた支援や雇用機会の拡大促進」が27.0%、「登校や社会に出ることが困難な場合の支援の充実」が24.0%となっています。



(6) 意見表明しやすい方法（若者）

「スマホやタブレットから回答するWebアンケート」が89.5%と最も多く、次いで「メール・SNS（LINE、X、Instagramなど）」が36.0%、「いつでも厚木市に要望を伝えられる意見箱（Web）の設置」が34.5%となっています。



6 こども・若者をめぐる課題と視点

(1) 保育施設等の確保

人口減少に伴いこどもの数は減少していますが、未就学児保護者の平日の保育施設の利用意向では、認可保育所や小規模な保育施設が増加しており、現状、保育所等の入所児童数・入所率はおおむね増加傾向です。また、認定こども園の保育需要は、年によって変動はありますが、微増傾向にあります。女性の就業率は上昇しており、母親の就労、特にフルタイムが増加していることから、引き続き、保育施設の確保が必要です。

なお、市立放課後児童クラブ入所児童数・入所率も増加傾向にあるため、受入人数の拡大が必要です。

(2) 子育てを支える環境の整備

育児休業の取得状況は、父親・母親ともに増加しています。引き続き、子育てと就労の両立、ワーク・ライフ・バランスなど適切な就労環境づくりを促進する必要があります。

(3) 多様な子育てニーズへの対応

就学児の保護者が希望するこどもの放課後の過ごし方では、児童クラブと習い事が増加しており、放課後を学習や体験など効果的に過ごせる場所を希望する傾向が見受けられます。

国の主導のもとに進められている「こども誰でも通園制度」を始め、子育てニーズは多様化・複雑化しているため、保育や教育を始めとする様々な分野でニーズを把握し、工夫を重ねることが求められています。

(4) 子育て支援事業の充実

子育て支援に役に立った事業については、未就学児の保護者の調査では、紙おむつ支給、医療費助成、保育・教育施設、子育て支援センターなどが挙げられています。

生活状況については、未就学児と就学児の保護者の調査結果によると、半数以上が現在の暮らしの状況が苦しく、主な理由としては家計のやりくりであるとの回答が多かったことから、経済的支援についても継続することが求められています。

また、子育てに関して気軽に相談できる人や場所については、多くの人が持ち得ていますが、「いる／ある」が減少して、「いない／ない」が増加しているため、気軽に相談できる体制の整備が必要です。

（５）特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応

外国につながるのある子どもや、障がいや発達への心配がある子ども、医療的ケアを必要とする子どもなど、特別な支援を必要とする子どもとその家庭への対応が課題となっています。個々の子どもや家庭の事情に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。

（６）規則正しい生活習慣の習得

食事の頻度、就寝時間についての調査では、規則正しい生活ができていないと思われる子どもの数（朝食を毎日摂らない 15.1%、就寝時間の乱れ 23.9%）が明らかになりました。規則正しい生活は、子どもの心身の発達に欠かせない要素であることから、基本的な生活習慣を身に付けられるように、保健、教育などの各分野が連携し、子どもと家庭を支援することが必要です。

（７）ひきこもり傾向にある子ども・若者への対応

令和 5（2023）年度の間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童・生徒のうち、不登校を理由とする者は、小学校は児童総数の 1.35%、中学校は生徒総数の 6.92%という結果になっています。その中には、ひきこもり※1の状態にあると思われる子どもも含まれていました。

また、若者の意向調査においても、「登校や社会に出ることが困難な場合の支援の充実」を求める声がありました。

それぞれの子ども・若者が置かれた状況や課題に対応するために、一人一人に寄り添ったきめ細かい相談体制づくりが必要です。

※1 ひきこもりの定義（厚生労働省）

様々な要因の結果として社会的参加（就学、教育、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形でも外出をしてもよい）

（８）子どもの気持ちを尊重

小学 5 年生・中学 2 年生への調査では、社会に役に立つことをしたいという意見が多く、子どもの社会参画への前向きな気持ちが見られました。このような気持ち、姿勢を後押しすることにより、将来の社会参画につなげていくことが必要です。

また、子どもの相談相手としては、親、学校の友達、学校の先生等いずれか相談する相手がいるとの回答の割合が高かった一方、誰にも相談できない、したくないという回答もありました。安心して相談できる相談先の整備や子どもの気持ちを尊重して寄り添うことが必要です。

(9) 多様な居場所づくり

こどもに、「あれば利用したい」と思う施設について聞いたところ、勉強を無料でみってくれる場所とこども食堂が多い状況でした。

利用したことがある人からは、利用により、「友達が増えた」、「楽しみが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」といった変化があったと回答がありました。学習支援や食事の提供といった直接的な効果に加え、心の拠り所にもなっていることから、こどもの居場所づくりについては、関連する施策も含め、充実させていくことが必要です。

(10) こども・若者が意見を表明できる環境づくり

小・中学生を対象とした調査では、「こどもまんなか社会」のイメージについて、こどもの気持ちや考えを聞いてくれる社会という回答が最も多くなっています。意見表明しやすい方法としては、Webによるアンケートという回答が特に多くなっていることから、ICT（情報通信技術）の活用等を通じて、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

また、若者も同様の回答でしたが、若者を対象に実施した調査では、回収率の低さが目立ちました。若者の意見を聴くためには、その手段や働きかけを検討する必要があります。

(11) 結婚、出産、子育ての希望がかなえられる社会へ

若者の意向調査では、市に力を入れてほしいこととして、結婚を望む場合の支援が20.0%ありました。現状では、婚姻数、婚姻率ともに、減少傾向になっています。

若者本人が、「結婚すること」、「こどもを産むこと」、「こどもを育てること」を望む場合に、希望がかなえられる社会づくりが必要です。

(12) 安定した雇用と収入を確保するための支援

若者の意向調査では、若者が悩んでいることや不安に思っていることとして、「収入・貯金」、「将来のこと」が多い状況です。市に力を入れてほしい取組としても就職に向けた支援や雇用機会の拡大といった経済的支援が挙げられていました。若者が希望する職業に就いて継続的に勤務し、十分な収入を確保できるよう、安定した雇用と経済的基盤が得られる支援を強化することが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



こどもまんなか社会の実現

こどもまんなか社会とは、こども・若者が自分らしく幸せに暮らせる社会のことです。こども・若者の幸せは未来への希望そのものです。こども・若者一人一人が自分らしく幸せに暮らし続けられる社会をつくるのが、持続可能な社会の基盤となります。

一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすということは、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障され、身体的・精神的・社会的に満たされた状態で生活することです。

こどもまんなか社会でこどもの権利を保障することは、その他の人の権利も保障することにつながります。当事者であるこども・若者の意見に真摯に耳を傾けて施策に反映することにより、こども・若者を中心に大人・社会がつながり、結果として、市民の皆さんが将来にわたって幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

2 基本方針

本計画では、基本理念「こどもまんなか社会の実現」に向けて、次の4つの基本方針を設定します。

こどもの権利を保障し、本人にとっての最善の利益を図ります

こどもは生まれながらに権利の主体であり、こどもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、本人にとっての最善の利益を図ることは、社会全体の重要な責務です。こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、こども・若者の自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押ししていきます。また、考え方や、人種、民族、国籍、障がいの有無、家庭環境等による差別的取扱いや、虐待、いじめ、犯罪や暴力などの権利の侵害からこども・若者を守ります。そして、貧困と格差への対応を図ることで、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように取り組みます。

こども・若者や子育て当事者の視点と意見を尊重します

こども・若者が、自分の意見を形成、表明し、社会に参画することは、権利の主体として重要なことです。本人の意見を、年齢や発達の程度に応じて、形成、表明しやすい環境や、こども・若者、子育て当事者が安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、それぞれの意見を尊重します。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長過程は、成育環境に大きく依存し、個人差があり、乳幼児期からの連続性を持つものです。こども・若者が必要とする支援が、特定の年齢で途切れることがないよう、各種分野の関係機関・団体が連携し、教育、保育、保健、医療、福祉に関する支援を横断的、総合的に展開していきます。

また、子育ては、こどもの誕生前から始まり、大人になるまで続くものであるため、ライフステージを通じて社会全体で子育て当事者を支えていきます。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、過度な使命感や負担を抱いたりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合える環境づくりに取り組みます。

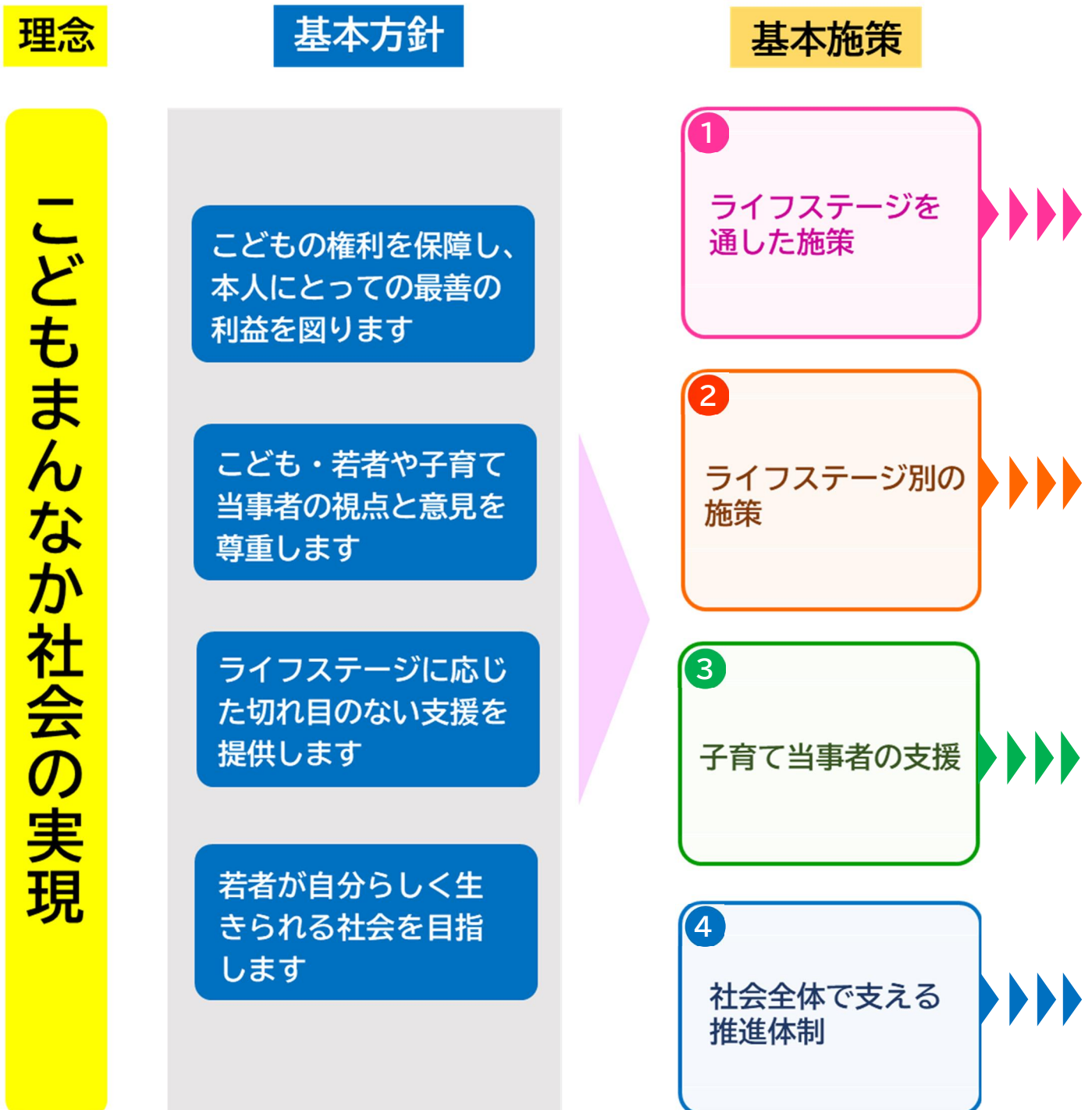
若者が自分らしく生きられる社会を目指します

若者が社会の中で自らをいかす場を持ち、安定した生活基盤と将来の見通しを持つことができるように支援していきます。若者が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消、貧困の連鎖の防止のためにも重要です。多様な価値観や考え方を尊重することを大前提としながら、若者が自らの主体的な選択により、「結婚すること」、「こどもを産むこと」、「こどもを育てること」を望んだ場合に、それぞれの希望に応じられる社会づくりを目指します。

また、共働き世帯が増加し、結婚、出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援していくことも必要です。子育て当事者である女性と男性が共にこどもと過ごす時間をつくり、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てができるよう、職場を含めた地域全体で子育てを応援し支えていく社会の実現に向けて取り組みます。

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針に沿った施策を展開していきます。本市のこども・若者関連施策と「こども大綱」における施策の方向性との整合性を図るた



SDGs
の目標



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



11 持続可能なまちづくり



17 パートナリシップで目標を達成しよう

め、「こども大綱」に基づく「基本施策」を設定し、重点施策、個別施策を体系的に整理しました。

重点施策

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 貧困 若者 少子化
 (2) 多様な遊びや体験の場づくり 次世代 若者 少子化
 (3) こども・若者が活躍できる機会づくり 次世代 若者 少子化
 (4) 切れ目のない保健・医療の提供 子支援 次世代 医療
 (5) こどもの貧困対策 貧困 若者 少子化
 (6) 障がい児・医療的ケア児等への支援 次世代 少子化 医療
 (7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援 次世代 貧困 若者
 (8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 次世代 貧困 若者

- (1) こどもの誕生前から幼児期までの施策
 - 1 妊娠・出産・幼児期の支援 子支援 次世代 医療
 - 2 安心できる幼児教育・保育 子支援 次世代 少子化
 (2) 学童期・思春期の施策
 - 1 質の高い教育 次世代 少子化 医療
 - 2 居場所づくり 子支援 次世代 若者
 - 3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 次世代 若者 少子化
 - 4 いじめ防止対策 次世代 若者 少子化
 - 5 不登校のこどもへの支援 次世代 若者 少子化
 (3) 青年期の施策 貧困 若者 少子化

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 貧困 若者 少子化
 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 次世代 若者 少子化
 (3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり 次世代 若者 少子化
 (4) ひとり親家庭への支援 次世代 貧困 少子化

- (1) 多様な声を施策に反映 次世代 貧困 少子化
 (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 次世代 若者 少子化
 (3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革 次世代 若者 少子化

※包含する計画（各計画は連動していますが、特に関係が深い計画を記載）

子支援 …子ども・子育て支援事業計画

次世代 …次世代育成支援行動計画

貧困 …こどもの貧困解消対策計画

若者 …子ども・若者育成支援計画

少子化 …少子化社会対策に係る事項

医療 …成育医療等に関する計画

●重点施策・個別施策

基本施策	重点施策	個別施策
① ライフステージを通した施策	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	① こども・若者の権利を始めとする人権啓発
	(2) 多様な遊びや体験の場づくり	① 遊びや体験活動の推進 ② 読書活動の推進 ③ こどもまんなかまちづくり
	(3) こども・若者が活躍できる機会づくり	① こども・若者が活躍できる機会づくりの推進 ② こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解
	(4) 切れ目のない保健・医療の提供	① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供 ② 食育の普及啓発
	(5) こどもの貧困対策	① 教育の支援 ② 生活の安定のための支援 ③ 子育て当事者の就労の支援 ④ 相談体制の整備
	(6) 障がい児・医療的ケア児等への支援	① 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり ② 障がいのあるこどもの学びの充実
	(7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援	① こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進 ② ヤングケアラー等への支援
	(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	① こども・若者の自殺対策 ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援 ③ 安全教育の推進 ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備 ⑤ 非行防止と自立支援の推進

基本施策	重点施策	個別施策
② ライフステージ別の施策	(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策	(1) - 1 妊娠・出産・幼児期の支援 ① 出産に関する支援等の更なる強化 ② 産前産後の支援の充実と体制強化 ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供 ④ 乳幼児健診等の推進 ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障
		(1) - 2 安心できる幼児教育・保育 ① 地域の身近な場を通じた支援の充実 ② 幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続 ③ 保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等
	(2) 学童期・思春期の施策	(2) - 1 質の高い教育 ① こどもと向き合う時間の確保 ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ③ こどもの体力の向上のための取組の推進 ④ 学校保健の推進 ⑤ 学校給食の充実
		(2) - 2 居場所づくり ① こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり ② 放課後児童対策
		(2) - 3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ① 主権者教育の推進 ② 消費者教育の推進
		(2) - 4 いじめ防止対策 ① いじめ防止対策の強化
		(2) - 5 不登校のこどもへの支援 ① 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化
	(3) 青年期の施策	① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ② 結婚を希望する方への支援 ③ 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

基本施策	重点施策	個別施策
③ 子育て当事者の支援	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減 ② 医療費等の負担軽減
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	① 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進 ② 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進 ③ 家庭教育支援
	(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり	① 仕事と子育てが両立できる環境づくり
	(4) ひとり親家庭への支援	① ひとり親家庭が抱える課題への支援
④ 社会全体で支える推進体制	(1) 多様な声を施策に反映	① 多様な声を施策に反映させる工夫
	(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上
	(3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革	① こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革



第4章 施策の展開

基本施策① ライフステージを通した施策



重点施策(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

【施策の方向】

全てのこども・若者に対して、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障されていること、自らが権利の主体であることを広く周知します。こどもの教育、養育の場においては、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利の理解促進や人権教育を推進します。

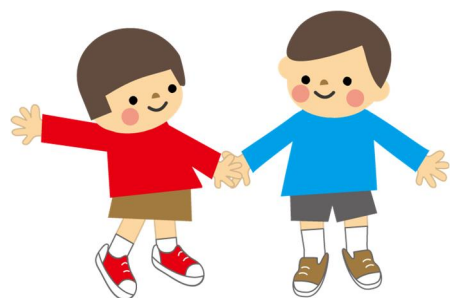
また、こども・若者の権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、こども・若者に関わり得る全ての大人や広く社会全体に対して、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

【個別施策】

- ① こども・若者の権利を始めとする人権啓発

【具体的な取組】

- 人権講座「ヒューマンカレッジ」の開催
- 人権週間（12月4～10日）に合わせた啓発活動の実施
- こどもまんなか月間（5・11月）に合わせた啓発活動の実施 など



【施策の方向】

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点です。こどもが遊びに没頭し、身体を使ったり、友だちや周りの大人と協力したりしながら、遊びを充実・発展させていくことは、言語や数などの理解を促し、創造力や思いやり、やり抜く力などの社会性を育み、生涯を生き抜く力を得ることにつながります。こどもが、年齢や発達 の程度に応じて、多様な遊び・体験ができる機会や場を意図的・計画的に創出します。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであることから、家庭や学校を中心に読書活動の推進を図ります。

また、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。

【個別施策】

- ①遊びや体験活動の推進
- ②読書活動の推進
- ③こどもまんなかまちづくり

【具体的な取組】

- 遊びや体験を通じて心と体で学ぶ機会と場の創出
- 国内友好都市訪問による自然体験学習の実施
- 七沢自然ふれあいセンターやあつぎこどもの森公園などの自然環境の活用
- 環境教育講座や生き物調査の実施
- 森林整備の実技体験や市内間伐材の活用の推進
- 郷土芸能の継承・普及や音楽文化の普及向上の支援
- 学校司書の配置や図書の購入など学校図書館の充実
- こどもが読書に楽しむ機会の提供や電子図書館の充実
- 安心して利用できる公園整備や地域交通環境の向上 など

【施策の方向】

こども・若者が未来を切り開いていくためには、自由で多様な選択ができる環境の中で、夢や希望を持ち、のびのびとチャレンジできるようにしていくことが必要です。

また、異文化や日本の伝統・文化など多様な価値観への理解を深められるように、国際理解、国際交流を推進するとともに、性別や国籍にかかわらず、それぞれの可能性を広げていくことができるよう、男女平等や多様性への理解を深める取組を推進します。

【個別施策】

- ①こども・若者が活躍できる機会づくりの推進
- ②こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解

【具体的な取組】

- 児童・生徒の国際理解と英語教育の推進
- 海外・国内友好都市等との交流促進
- 外国籍児童・生徒等に対する指導や支援の充実
- 日本語教室の開催と日本語ボランティア講師の養成
- 人権擁護委員による人権相談の実施
- 市民の人権問題に対する意識調査 など



重点施策(4) 切れ目のない保健・医療の提供

【施策の方向】

妊娠期、出産期、産後の健康管理に係る支援を推進することにより、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポートするとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につなぐため、切れ目のない支援体制を構築します。

令和5（2023）年に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）」に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、親や身近な養育者が正しい知識を持ち、社会全体で見守りや子育てに協力できるよう、普及啓発を促進するとともに、全てのこどもの健やかな成長を見守り育むことができる地域づくりを目指します。

また、食育については、こどもが基本的な生活習慣を身に付け、健やかな成長が図られるよう、普及啓発を推進します。

【個別施策】

- ① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
- ② 食育の普及啓発

【具体的な取組】

- 妊娠届出時の面談実施や情報提供
- 支援が必要な方に対しての産前・産後のサポートや産後ケアの実施
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減
- 生後4か月までの乳児のいる家庭の訪問
- 妊婦のための経済的支援
- 妊娠・出産から、新生児・乳幼児・小児期までの一貫した診療体制の強化
- 小児救急医療への対応
- 健やかな成長のための食育の推進 など

【施策の方向】

こどもの貧困は、経済的な困難だけではなく、心身の健康や教育を受ける機会の喪失を始め、こどもの権利利益の侵害や、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。全てのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育と生活の安定、保護者の就労の支援など、地域や社会全体で解消に向けて取り組みます。

また、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。

【個別施策】

- ①教育の支援
- ②生活の安定のための支援
- ③子育て当事者の就労の支援
- ④相談体制の整備

【具体的な取組】

- 生活困窮世帯のこどもに対する学習支援
- 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の学用品費等を支援
- 高校生等の修学を支援する奨学金の支給
- フードバンク活動への支援
- フードパントリーやこども食堂を支援
- 生活困窮者の自立に向けた支援
- 就労に向けた基礎能力形成等の支援
- ひとり親家庭の親の資格取得支援
- 児童・生徒とその保護者等が抱える課題改善のための相談活動 など

重点施策(6) 障がい児・医療的ケア児等への支援

【施策の方向】

障がいや発達に特性のあるこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができるよう、適切な訓練や社会との交流促進を行い、その発達や将来の自立を支援します。

障がい児の支援体制の強化と小学校等の学びの場の整備・充実を両輪としたインクルーシブ教育の実現に向けた取組を推進し、保健、医療、福祉、保育、教育など関係者の連携の下で、乳幼児期から障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を早い段階から進めていきます。

【個別施策】

- ① 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり
- ② 障がいのあるこどもの学びの充実

【具体的な取組】

- 児童発達支援事業所における生活能力向上のための訓練や援護
- 児童発達支援センター「ひよこ園」における児童の指導や相談支援
- 市立小・中学校や幼稚園・保育所等の医療的ケア児の訪問看護支援
- 療育相談センター「まめの木」における療育相談等の実施
- 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する総合的な支援体制の整備
- インクルーシブ教育の実現に向けた支援体制づくり など



【施策の方向】

子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援に向けて、こども家庭センターの体制を強化し、訪問家事支援などの家庭支援を始め、こどもや親子の居場所支援などを推進します。また、こども家庭センターが中心となって、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用して、地域の保育所や学校、支援の担い手である民間団体などを含めた、地域のネットワークと一体となって、子育てに困難を抱える世帯や要保護児童を継続的に支援し、虐待予防の強化に取り組みます。

ヤングケアラーについては、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、福祉、介護、医療、教育などの関係者と連携しながら早期発見に努め、対象となるこども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【個別施策】

- ① こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進
- ② ヤングケアラー等への支援

【具体的な取組】

- 要保護児童やヤングケアラーの早期発見、適切な支援
- 家庭における養育が一時的に困難になった児童の保護 など



【施策の方向】

こども・若者が、自殺に追い込まれることのないよう、包括的な支援として、自殺対策の体制強化を図りながら、厚木市自殺対策計画に基づく総合的な取組を進めます。

また、増加するインターネット犯罪などにこども・若者が巻き込まれないように、安心・安全にインターネットを利用するための啓発や、ＩＣＴ（情報通信技術）活用におけるリテラシー教育などに取り組みます。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、安全教育を推進するとともに、困ったときなどに相談しやすい体制を整備します。

さらに、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するために、学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図ります。

【個別施策】

- ① こども・若者の自殺対策
- ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援
- ③ 安全教育の推進
- ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
- ⑤ 非行防止と自立支援の推進

【具体的な取組】

- 自殺予防に関する普及啓発
- 専門家による相談など、相談しやすい体制づくり
- 市立小・中学校のＩＣＴ（情報通信技術）機器の適切な利用指導
- 本厚木駅周辺的环境浄化
- 交通安全、通学路等の安全対策
- 犯罪や非行の防止のための活動支援 など

基本施策② ライフステージ別の施策

重点施策(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策

(1)-1 妊娠・出産・幼児期の支援

【施策の方向】

妊娠・出産に関する相談体制を始め、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援に取り組めます。

また、幼児期までが、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最も重要な時期であることから、就学前のこどもが、遊びや体験を通じて心と体で学ぶ機会と場を創出します。

【個別施策】

- ① 出産に関する支援等の更なる強化
- ② 産前産後の支援の充実と体制強化
- ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供
- ④ 乳幼児健診等の推進
- ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障

【具体的な取組】

- 出産育児一時金の支給
- 妊娠・出産から、新生児・乳幼児・小児期までの一貫した診療体制の強化
- 妊娠届出時の面談実施や情報提供
- 支援が必要な方に対しての産前・産後のサポートや産後ケアの実施
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減
- 生後4か月までの乳児のいる家庭の訪問
- 妊婦のための経済的支援
- 妊産婦及び乳幼児の健康診査や保健指導等の支援
- 子育て支援センターに遊びから学ぶ機能を拡充 など

(1)-2 安心できる幼児教育・保育

【施策の方向】

保育所等の待機児童ゼロを維持するとともに、保護者の就業の状況にかかわらず、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援の充実に努めます。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安心・安全な環境と幼児教育・保育の質の向上を図りながら、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国につながるこどもなど一人一人のこどもの健やかな成長を支えます。

学びの連続性を踏まえて幼保小（幼稚園、保育所、小学校）の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

また、こどもの育ちを支える保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善を進めます。

【個別施策】

- ①地域の身近な場を通じた支援の充実
- ②幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続
- ③保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

【具体的な取組】

- 幼稚園での預かり保育の充実
- 保育所・幼稚園の施設整備
- 子育て支援センターにおける相談、講座の実施
- 病児保育事業の推進
- 保育士等の資質向上研修
- 幼保小の連携推進
- 認定こども園の幼児教育・保育の環境整備
- 幼児教育・保育人材の確保、定着、離職防止のための取組
- 幼稚園教諭・保育士の奨学金、転入、復職に係る助成 など

重点施策(2) 学童期・思春期の施策

(2)-1 質の高い教育

【施策の方向】

教職員の処遇改善やＩＣＴ（情報通信技術）の活用など、学校における働き方改革を進め、教職員がこどもと向き合う時間を確保することにより、こども一人一人の可能性を伸ばします。

将来にわたりこどもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、スポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

また、健康診断や薬物乱用防止教育など、こどもたちの健康を保持します。さらに、学校給食の充実を図るとともに、学校給食の無償化によりこどもの健やかな成長を支えます。

【個別施策】

- ① こどもと向き合う時間の確保
- ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ③ こどもの体力の向上のための取組の推進
- ④ 学校保健の推進
- ⑤ 学校給食の充実

【具体的な取組】

- 児童・生徒の学習をサポートするための支援員の配置
- 市立小・中学校に配備するＩＣＴ（情報通信技術）機器の安定的な利用環境の整備
- コミュニティ・スクールの活動支援
- 地域学校協働活動の推進
- スポーツの普及・推進
- 体力向上や健康増進
- 市立小・中学校における健康診断等の実施
- 市立小・中学校における学校給食の充実 など

(2) -2 居場所づくり

【施策の方向】

学習支援や食事の提供など明確な目的のある居場所や、気軽に訪れて好きなことをしたり、静かに過ごしたりできる居場所など、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

多くのこども・若者の居場所となっている児童館や公民館、図書館などの社会教育施設について、より良い居場所となるよう改善に取り組みます。

また、保護者の就労などで放課後に適切な保育が受けられないこどもが、安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブの受け皿を拡大し、待機児童を生じさせない安定的な受入体制を整えます。

【個別施策】

- ①こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- ②放課後児童対策

【具体的な取組】

- 児童に健全な遊びを提供する児童館の運営
- 図書館、（仮称）未来館の機能の充実
- フードパントリーやこども食堂を支援
- 市立放課後児童クラブの運営と待機児童対策
- 民間の放課後児童クラブの運営支援 など



(2)-3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報共有や教育

【施策の方向】

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度などに応じて身に付けることができるよう、主権者教育や消費者教育を推進します。

【個別施策】

- ①主権者教育の推進
- ②消費者教育の推進

【具体的な取組】

- 選挙の意義や模擬投票など小学生から高校生までを対象にした講座の開催
- 消費者被害を未然に防止するための講座や啓発活動の実施 など

(2)-4 いじめ防止対策

【施策の方向】

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図ります。

また、いじめの相談から解消までの細やかな対応や、重大事態の対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進など、市全体が連携して、いじめ防止対策の体制構築に取り組みます。

【個別施策】

- ①いじめ防止対策の強化

【具体的な取組】

- 関係機関の連携によるいじめ防止対策 など

(2)-5 不登校のこどもへの支援

【施策の方向】

不登校については、取り巻く環境によっては、どのこどもにも起こり得るものであり、それ自体が問題行動として受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用した学習支援や学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。

支援に当たっては、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と支援について連携・分担する体制を整え、未然防止、早期対応を図り、社会的自立を目指します。

【個別施策】

①不登校のこどもへの支援体制の整備・強化

【具体的な取組】

- 不登校等の未然防止に向けた校内の教育相談体制の構築
- 市立小・中学校内に校内教育支援センター・フリールームの設置促進
- 学校外の「教育支援教室」（なかま教室・なかまルーム）の運営
- 公民館での「出前なかまルーム」の開催 など



【施策の方向】

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるように、若者への就職支援に取り組みます。

出会うの機会・場の創出支援については、効果の高い取組を推進し、より広域での展開や官民の連携、伴走型の支援を充実させます。

また、進学や就職、人間関係についての悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、心のＳＯＳサインに気づいたときの対処法や、相談支援・サービスなどに関する必要な情報を提供します。

あわせて、子育てに優しい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化します。

【個別施策】

- ①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ②結婚を希望する方への支援
- ③悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

【具体的な取組】

- 保育士、幼稚園教諭、看護職、歯科衛生士等の就労支援
- 市内中小企業の人材確保に対する支援
- 市内在住勤労者の奨学金返済に対する助成
- 市内中小企業の生産性向上と賃上げに対する支援
- 定住促進や交流の場創出の取組実施
- 市内に転入する子育て世帯等の住宅取得費用等の支援
- 相談体制の充実 など

基本施策③

子育て当事者の支援

重点施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【施策の方向】

医療費の助成を始め、幼児教育・保育の無償化や、高等学校の修学支援など、乳幼児期から高校生まで切れ目のない経済的負担の軽減に取り組めます。

【個別施策】

- ① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減
- ② 医療費等の負担軽減

【具体的な取組】

- 幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等の補助
- 預かり保育を行う認定こども園・幼稚園の支援
- 教材費、副食費の補助
- 高校生等の修学を支援する奨学金の支給
- 児童手当の支給
- こどもの医療費の自己負担額の助成 など



【施策の方向】

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を推進します。

地域の身近な場所にある相談機関では、子育て当事者の気持ちを受け止め寄り添いながら、日常的に相談を受け、必要な支援につなげるとともに、プッシュ型の情報提供を行います。

日常生活において、一時的に家庭で保育ができない場合の一時預かりの実施や、サービスを求める側と提供する側とを結ぶファミリー・サポート・センターに関する取組を推進します。

家庭におけるこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むための情報提供を始め、身近に相談相手がない保護者に寄り添い、切れ目なく支援していくための家庭教育支援を推進します。

【個別施策】

- ①地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進
- ②一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- ③家庭教育支援

【具体的な取組】

- 子育て支援センターにおける相談、講座の実施
- 地域の身近な子育て相談機関の充実
- 要保護児童やヤングケアラーの早期発見、適切な支援
- ファミリー・サポート・センターの運営
- 託児室での一時預かりの実施
- 市立小・中学校のPTA活動の支援
- 幼稚園保護者会、小・中学校PTAの家庭教育学級の開設支援
- 家庭教育の必要性や重要性の啓発
- コミュニティ・スクールの活動支援
- 地域学校協働活動の推進 など

重点施策(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり

【施策の方向】

夫婦が互いに協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、支援する社会をつくるため、市内の企業に対し育児休業制度や働き方改革などの意識啓発を図ります。

また、育児や家事の負担を軽減できる支援を推進します。

【個別施策】

①仕事と子育てが両立できる環境づくり

【具体的な取組】

- 中小企業のワーク・ライフ・バランス推進に対する啓発
- ファミリー・サポート・センターの運営
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減

重点施策(4) ひとり親家庭への支援

【施策の方向】

ひとり親家庭が抱える多様な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当などによる経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などに取り組みます。

【個別施策】

①ひとり親家庭が抱える課題への支援

【具体的な取組】

- 保護すべき母子の母子生活支援施設の入所を支援
- ひとり親家庭の親の資格取得支援
- 児童扶養手当の給付 など

基本施策④

社会全体で支える推進体制

重点施策(1) 多様な声を施策に反映

【施策の方向】

全てのこども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見を表明し、施策に反映できるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫に努めます。

【個別施策】

- ①多様な声を施策に反映させる工夫

【具体的な取組】

- 意見を表明しづらいこども・若者の意見を聴くための手法や働きかけ

重点施策(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

【施策の方向】

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラー、青少年教育施設の職員、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、青少年指導員、青少年相談員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図り、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。

また、地域における身近な大人や若者のボランティアなど、多様な人材の確保・育成を始め、子育て支援関係団体等との連携強化を図ります。

【個別施策】

- ①こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

【具体的な取組】

- 幼児教育・保育人材の確保、定着、離職防止のための取組
- 民間保育所、地域型保育施設の運営支援
- 関係機関に対するこどもの発達や特性に係る相談や講座の実施
- 民生委員・児童委員の研修実施
- 青少年健全育成関連団体の活動支援
- 教職員の健康保持・増進 など

【施策の方向】

地域や企業、個人など、全ての人がこども・若者や子育て当事者を応援する社会となるよう、社会全体の意識改革を図る取組「こどもまんなかアクション」を進めることにより、こども・若者、子育て当事者が気兼ねなく制度やサービスを利用できる環境をつくります。

妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する周囲の方の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

【個別施策】

- ① こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

【具体的な取組】

- こどもまんなかアクションの取組推進
- こどもまんなか月間（５・１１月）に合わせた啓発活動の実施
- 育児休業制度や働き方改革などの啓発活動の実施 など





第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

本市では、同法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援を計画的に推進していくために、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、ニーズ調査結果や幼児教育・保育の無償化、女性の就業率の高まりなどを勘案して「量の見込み」を推計し、その受け皿となる「確保方策」を具体的に目標に設定した「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

1 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法第61条第2項では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

本市においては、それらを勘案し検討した結果、地域による大きな差が見られないことから、厚木市全体を1区域として設定します。

（1）地区別世帯数及び人口

地区名	世帯数	人口総数			こどもの数 (0 ～ 14 歳)
			男	女	
厚木地区	20,232	35,790	18,426	17,364	3,631
依知地区	14,211	31,237	16,653	14,584	3,530
睦合地区	18,797	40,968	21,038	19,930	4,809
荻野地区	11,108	25,048	12,671	12,377	2,662
小鮎地区	6,178	13,747	7,078	6,669	1,322
南毛利地区	22,936	49,677	25,675	24,002	5,807
玉川地区	1,172	3,168	1,580	1,588	237
相川地区	6,535	14,140	7,502	6,638	1,621
緑ヶ丘地区	1,753	3,785	1,823	1,962	556
森の里地区	2,609	6,026	2,966	3,060	397
計	105,531	223,586	115,412	108,174	24,572

住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日現在）

2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策

国から示された基本指針に沿って、必要とされる量の見込み（需要）を算出し、その提供体制の確保（供給）の内容及び実施時期を定めます。

計画値については、県と法定協議を実施し、県が策定する計画の基礎数値としています。実績や社会情勢の変化、国の施策の動向を踏まえ、必要な場合には、計画値の調整を行います。

○量の見込み数：どのくらい需要があるか

○確保数：どのくらい供給するか

※確保方策における人数は、認可定員数を基本として設定しますが、認可定員と利用定員がかけ離れている場合は、利用定員や利用可能定員で設定します。

※認可定員数とは、特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の設置に当たり、県に認可又は認定された定員数です。

（１）利用するこどもに関する３つの認定区分と対象施設

認定区分	定 義	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の学校教育（幼稚園等）のみのこども（保育の必要性なし）	・ 幼稚園 ・ 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けたこども（保育を必要とするこども）	・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 幼稚園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども（保育を必要とするこども）	・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育等

ア【1号認定】3～5歳 幼稚園、認定こども園の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計人口		人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
①量の見込み		人	1,643	1,402	1,360	1,306	1,273	1,234
②確保 方策	認定こども園・ 幼稚園（施設型給付）	人	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418
	幼稚園（私学助成）	人	440	440	440	440	440	440
	合計	人	1,858	1,858	1,858	1,858	1,858	1,858
②－①		人	215	456	498	552	585	624
量の見込み・確保方策 の内容		量の見込みは、令和5（2023）年度に実施した厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査の結果から、国から示された市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引きに基づき算出しています。 確保方策は、認可定員ではなく、利用定員や利用実績により設定しています。なお、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでいません。						

各年度4月時点

イ【2号認定】3～5歳 保育所、認定こども園、幼稚園（定期的な預かり）の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計人口		人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
①量の 見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	326	311	302	290	283	274
	上記以外	人	2,179	2,142	2,139	2,111	2,115	2,105
	合計	人	2,505	2,453	2,441	2,401	2,398	2,379
②確保 方策	認可保育所	人	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899
	認定こども園	人	411	411	411	411	411	411
	幼稚園預かり保育	人	357	357	357	357	357	357
	合計	人	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667
②－①		人	162	214	226	266	269	288
量の見込み・確保方策 の内容		量の見込みは、待機児童が発生していない令和3（2021）年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。 確保方策は、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでいません。						

各年度4月時点

ウ【3号認定（1）】1～2歳 保育所、地域型保育事業、認定こども園の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
1～2歳推計人口		人	2,622	2,573	2,500	2,404	2,312	2,224
①量の見込み		人	1,225	1,244	1,247	1,239	1,231	1,220
②確保方策	認可保育園	人	987	990	998	990	987	987
	地域型保育事業	人	209	209	204	204	204	204
	認定こども園	人	39	39	39	39	39	39
	幼稚園接続保育	人	6	6	6	6	6	6
	合計	人	1,241	1,244	1,247	1,239	1,236	1,236
②－①		人	16	0	0	0	5	16
量の見込み・確保方策の内容		量の見込みは、待機児童が発生していない令和3（2021）年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。 確保方策は、幼稚園接続保育を新たに本計画から確保方策とします。また、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、家庭的保育事業施設が閉所する予定のため、令和8（2026）年度から減少します。なお、3号認定（0歳）や2号認定の受入状況を踏まえながら、定員を設定します。 ※幼稚園接続保育：幼稚園型一時預かり事業による2歳児の受入れ						

各年度4月時点

エ【3号認定（2）】0歳 保育所、地域型保育事業の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳推計人口		人	1,231	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
①量の見込み		人	209	214	208	213	213	212
②確保方策	認可保育園	人	308	308	308	308	308	308
	地域型保育事業	人	80	80	80	80	80	80
	合計	人	388	388	388	388	388	388
②－①		人	179	174	180	175	175	176
量の見込み・確保方策の内容		量の見込みは、待機児童が発生していない令和3（2021）年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。 確保方策は、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、3号認定（1～2歳）の受入状況を踏まえながら、定員を設定します。 また、年度途中での利用希望が大幅に増加します。						

各年度4月時点

オ【保育利用率について】

子ども・子育て支援事業計画では、3号認定に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を、5年間の計画期間内で目標値を設定することとなっています。保育の需要動向等を勘案して、以下の保育利用率を設定します。

(ア) 3号認定（0歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳推計児童数	人	1,231	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
3号認定こども （0歳）の確保数	人	388	388	388	388	388	388
保育利用率	%	31.5	32.8	34.1	35.4	36.8	38.3

(イ) 3号認定（1～2歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
1～2歳推計児童数	人	2,622	2,573	2,500	2,404	2,312	2,224
3号認定こども （1～2歳）の確保数	人	1,241	1,244	1,247	1,239	1,236	1,236
保育利用率	%	47.3	48.3	49.9	51.5	53.5	55.6

(ウ)【参考】2号認定（3～5歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計児童数	人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
2号認定こども （3～5歳）の確保数	人	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667
保育利用率	%	59.9	62.7	64.7	67.4	69.1	71.3

3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等

法定事業名	本市における事業名	種別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1) 利用者支援事業	厚木市子育てコンシェルジュ こども家庭センター（ひだまり広場）	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターもみじの手等	○			
(3) 妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	産婦新生児訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業、 その他要保護児童等 の支援に資する事業	スマイルサポート事業 ほっとタイムサポーター事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業			○	
(7) 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業				○
(8) -1 一時預かり事業 ※幼稚園在園児	幼稚園型一時預かり事業 幼児教育支援事業			○	
(8) -2 一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外	一般型一時預かり事業 余裕活用型一時預かり事業			○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○	
(10) 病児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ運営事業 地域児童クラブ育成支援事業 待機児童対策放課後児童 クラブ施設運営費補助金			○	
(12) 実費徴収に係る補足 給付を行う事業	就園児実費徴収補助事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業				○
(13) 多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	対象事業なし				○
(14) 妊婦等包括相談支援 事業	妊婦等包括相談支援事業	○			
(15) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	乳児等通園支援事業			○	
(16) 産後ケア事業	産後ケア事業	○			

※種別の「○」は、主となる事業とする。

(1) 利用者支援事業

【厚木市子育てコンシェルジュ、こども家庭センター(ひだまり広場)等】

※表題の事業名は法定事業名、【】内は厚木市の事業名。以下同じ。

「厚木市子育てコンシェルジュ」は、子育て支援センター等に配置し、こどもや保護者、妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内するなどの支援を行います。

こども家庭センターにおいては、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、妊産婦の方の状況を把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じます。

また、支援を必要とする妊産婦の方やその家族が利用できる母子保健サービスについて情報提供を行い、必要に応じて関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的に支援を行います。

これまでの相談対応等の状況を踏まえ、地域の身近な場所にある子育て相談機関では、子育て家庭等から日常的に相談を受けるとともに、子育て支援等に関する情報の提供を行い、必要な支援につなげていきます。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	施設数	36	36	36	36	36	36
確保方策	施設数	38	36	36	36	36	36

（２）地域子育て支援拠点事業【子育て支援センターもみじの手等】

乳幼児とその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助をする事業です。

本市では、子育て家庭の保護者とそのこどもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場として、常設の子育て広場を提供しています。

今後においても、子育て支援センター等の拠点を確保し、利用者ニーズに積極的に対応します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	79,368	74,246	71,906	69,146	66,499	63,962
確保方策	年間延べ 利用人数	79,368	74,246	71,906	69,146	66,499	63,962
施設数	箇所	2	2	2	2	2	2

（３）妊婦健康診査事業【妊婦健康診査事業】

妊婦やお腹の赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するため、妊娠期間中必要に応じた「医学的検査」、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊婦に対し定期健康診査の費用の一部を補助します。

妊婦の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象とし、事業を実施します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児推計人口	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
量の見込み	年間延べ 利用回数	14,167	13,408	12,887	12,400	11,925	11,460
確保方策	年間延べ 利用回数	16,303	15,430	14,830	14,270	13,723	13,188

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握をする事業です。

産婦新生児訪問指導事業として、産婦と乳児に対し、訪問による計測や健康観察、保健指導を行います。この事業で訪問できなかった家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し、全ての家庭を訪問します。

乳児家庭の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象として、事業を実施します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児推計人口	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
量の見込み	人	1,200	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
確保方策	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012

(5) 養育支援訪問事業

【スマイルサポート(育児支援家庭訪問)・ほっとタイムサポーター事業】

スマイルサポート・ほっとタイムサポーター事業として、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施します。

今後はこれまでの実績を踏まえつつ、ニーズの動向を見極めながら、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	件数	97	140	140	140	140	140
確保方策	件数	150	150	150	150	150	150

（６）子育て短期支援事業【ショートステイ事業、トワイライトステイ事業】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護をする事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、２歳から小学校就学前までの児童を養育している家庭の保護者が、疾病、出産、看護、事故、災害などで、児童の養育が困難になった場合、当該家庭の児童を児童養護施設などで適切に保護します。利用期間は７日以内となっています。

今後は、ニーズの動向を見極めながら、定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用件数	0	70	70	70	70	70
確保方策	年間延べ 利用件数	0	70	70	70	70	70
施設数	箇所	0	1	1	1	1	1



(7) 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助をすることを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

こどもの数は減少傾向にありますが、保護者の就労などで、保育施設等への送迎や帰宅後の預かりなどのニーズは高い状況を維持しています。

今後も、地域に根ざした、市民相互による子育て支援事業として、これまでの実績を踏まえつつ、さらにその充実を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用件数	3,332	3,036	2,942	2,827	2,739	2,645
確保方策	年間延べ 利用件数	3,956	3,036	2,942	2,827	2,739	2,645

(8) - 1 一時預かり事業 ※幼稚園在園児 【幼稚園型一時預かり事業、幼児教育支援事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として教育時間以外に認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護をする事業です。

幼稚園におけるこれまでの実績を踏まえつつ、今後は、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の高まりなどによる利用希望の増加を見極めながら、事業者による定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども育成課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	68,801	66,325	64,279	61,769	59,848	57,786
確保方策	年間延べ 利用人数	68,801	66,325	64,279	61,769	59,848	57,786

(8) - 2 一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外

【一般型一時預かり事業、余裕活用型一時預かり事業】

幼稚園在園児以外の一時預かりについては、保育所等において、保護者の育児疲れ解消や急病・入院、短期のパートタイム就労などに伴う緊急・一時的な預かり事業です。

今後は、保育所等における一時預かり枠の確保を促進し、柔軟な保育対応ができる環境づくりを進めます。

【主な担当課：こども育成課、保育課、こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	10,286	9,916	9,610	9,235	8,947	8,639
確保方策	年間延べ 利用人数	12,043	9,916	9,610	9,235	8,947	8,639



(9) 延長保育事業【延長保育事業】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。11 時間（短時間の認定を受けた場合は 8 時間）の開所時間を超えた時間帯の保育となります。

多様化する保育ニーズ動向を見極めながら、これまでの実績を踏まえつつ、事業者とも連携しながら、保育所等における時間外保育対応の枠の確保を促進します。

【主な担当課：こども育成課、保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	25,607	24,685	23,924	22,990	22,275	21,507
確保方策	年間延べ 利用人数	32,689	24,685	23,924	22,990	22,275	21,507

(10) 病児保育事業【病児・病後児保育事業】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

今後は、医療機関等との連携を進めながら、病児・病後児保育に対応できる体制の確保を図り、ニーズ動向を踏まえた対応施設の充実等、きめ細かい確保を行います。

【主な担当課：保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	100	120	120	120	120	120
確保方策	年間延べ 利用人数	170	120	120	120	120	120
施設数	箇所	2	2	2	2	2	2

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【放課後児童クラブ運営事業、地域児童クラブ育成支援事業、待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金】

本市では、小学校の教室等を活用した市立放課後児童クラブ（23 クラブ）の運営や、民間の地域児童クラブの運営を支援することで、保護者の就労や疾病等により、放課後に適切な保育が受けられない児童に対し、集団生活や遊びなどを通し、日常生活指導を行い、児童の健全育成を図っています。

今後は、これまでの実績を踏まえつつ、待機児童が発生している児童クラブがあることから、引き続き定員枠の確保・充実に努めていきます。

【担当課：こども育成課】

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
6 歳	人口推計	人	1,587	1,557	1,456	1,468	1,353	1,328
	①量の見込み	人	604	593	560	564	520	511
7 歳	人口推計	人	1,637	1,599	1,568	1,467	1,479	1,363
	②量の見込み	人	606	595	562	566	522	513
8 歳	人口推計	人	1,741	1,641	1,603	1,572	1,471	1,483
	③量の見込み	人	412	404	382	385	355	349
9 歳	人口推計	人	1,768	1,742	1,642	1,604	1,573	1,472
	④量の見込み	人	242	237	224	226	208	204
10 歳	人口推計	人	1,779	1,774	1,748	1,648	1,610	1,579
	⑤量の見込み	人	92	90	85	86	79	78
11 歳	人口推計	人	1,863	1,783	1,778	1,752	1,652	1,614
	⑥量の見込み	人	40	39	37	37	34	34
人口推計合計		人	10,375	10,096	9,795	9,511	9,138	8,839
⑦（①～⑥） 量の見込み合計		人	1,996	1,958	1,850	1,864	1,718	1,689
確保 方策	⑧利用可能人数	人	2,249	2,249	2,249	2,249	2,249	2,249
	施設数	箇所	51	51	51	51	51	51
⑧－⑦		人	253	291	399	385	531	560

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【就園児実費徴収補助事業、実費徴収に係る補足給付事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、副食費、行事への参加に要する費用を助成します。

今後は、国・県、利用者及び他の費用助成事業の状況等を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

【担当課：こども育成課、保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 人数	445	415	402	386	384	385
確保方策	年間延べ 人数	470	415	402	386	384	385

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助し教育保育の提供体制の確保を図ります。

※今後、待機児童が発生した場合においては、必要に応じて実施します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業【妊婦等包括相談支援事業】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなげていきます。

【担当課：こども家庭センター】

	単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 人数	3,552	3,414	3,285	3,159	3,036
確保方策	年間延べ 人数	3,552	3,414	3,285	3,159	3,036

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【乳児等通園支援事業】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満を対象に、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を実施し、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境づくりを進めます。令和7(2025)年度に子ども・子育て支援法に基づく地域・子育て支援事業として制度化され、令和8(2026)年度から新たな給付制度として全国の自治体において実施することになっています。

【担当課：保育課】

		単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	324	312	300	288
	確保 方策	年間延べ 人数	-	324	312	300	288
1歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	468	444	408	384
	確保 方策	年間延べ 人数	-	468	444	408	384
2歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	432	396	360	336
	確保	年間延べ 人数	-	432	396	360	336

(16) 産後ケア事業【産後ケア事業】

出産直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行い、誰もがより安心・安全な子育てができる環境づくりを進めます。

【担当課：こども家庭センター】

	単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の 見込み	年間延べ 人数	456	438	422	406	390
確保 方策	年間延べ 人数	456	438	422	406	390

第6章 計画の推進

1 数値目標

本計画の基本理念で目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標として、次のとおり設定します。

目標	現状値	目標値 R 11(2029)
「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合（自己肯定感の高さ）	77.8%（注1）	80.0%
「社会に役立つことをしたい」と思うこどもの割合	87.2%（注2）	90.0%
自分の将来について明るい希望を持っているこどもの割合	82.3%（注3）	90.0%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	51.5%（注4）	70.0%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	20.3%（注5）	70.0%
地域における子育て環境や支援への満足度の割合	51.6%（注6）	70.0%

注1～注3：令和5（2023）年、厚木市「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」。小学5年児童・中学2年生徒の回答結果。

注4：令和4（2022）年、こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」。15～39歳の回答結果。

注5：令和5（2023）年、こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」。16～29歳の回答結果。

注6：令和5（2023）年、厚木市「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」。小学生以下のこどもがいる保護者の回答結果。

2 計画の推進体制

(1) 厚木市子ども育成推進委員会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々と構成される「厚木市子ども育成推進委員会」において、各年度における事業や計画の進捗状況の把握・点検を継続的にを行い、本計画を推進します。

(2) 厚木市こども計画推進委員会

庁内関係部署職員で構成する「厚木市こども計画推進委員会」において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、厚木市子ども育成推進委員会と連携を図りながら、本計画を推進します。

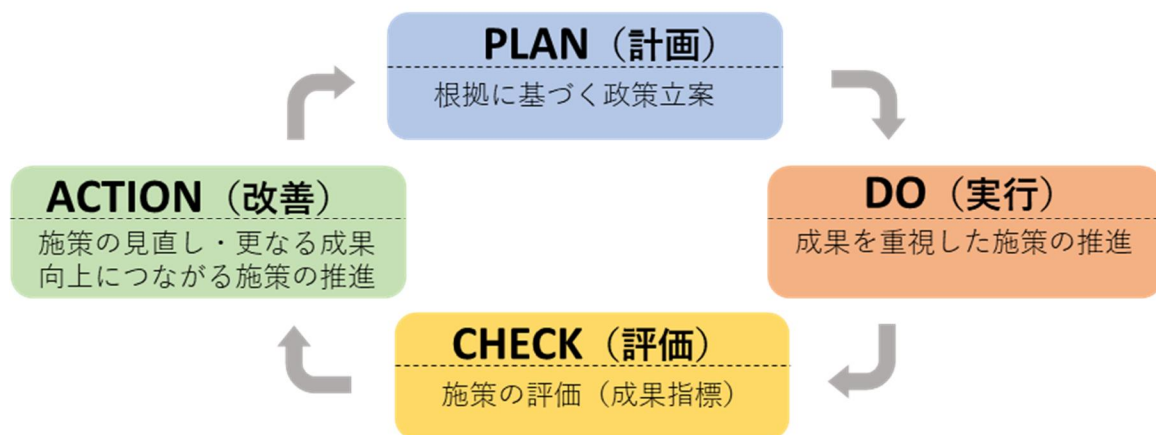
3 計画の進捗管理

各施策について、PDCAサイクルを活用し、効果的なこども・若者施策を推進します。

数値目標については、目標値の到達度を評価するため、令和10(2028)年度にニーズ調査を実施し、達成状況について評価を行い、次期計画の策定に反映します。

個別事業については、施策の効果を的確に把握するため、指標を設定し、年度ごとに、指標の目標値に対する達成状況について評価を行い、評価結果に基づき、課題を整理し、翌年度の取組内容の見直し及び改善を行います。

■PDCAサイクルのイメージ



4 関係機関との連携



基本理念を実現するためには、様々な分野での連携が欠かせません。

市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業などの関係機関と連携して、こども・若者一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすことができるよう「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

資料編

1 厚木市子ども育成推進委員会

(1) 厚木市子ども育成推進委員会規則（抄）

平成 25 年 2 月 20 日

規則第 3 号

改正平成 25 年 6 月 26 日規則第 42 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、厚木市子ども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 14 条第 4 項の規定に基づき、厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）公募による市民

（2）子どもの育成に関し、優れた識見を有する者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長等）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 委員会は、特別の事項を審議させるため部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、厚木市子ども育成条例主管課で処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

	役職	氏名	選出区分	所属等
1	委員長	山本 聡	学識経験者	神奈川工科大学教授 (教職教育センター副所長)
2	職務代理	宮田 幸紀	学識経験者	厚木市保健福祉審議会会長
3	委員	二見 総一郎	学識経験者	湘北短期大学専任講師
4	委員	多田 智子	教育関係者	元厚木市立小学校長
5	委員	中尾 賢治	幼稚園関係者	厚木地区私立幼稚園協会会長
6	委員	植竹 珠樹	保育園関係者	厚木市保育会監事
7	委員	伊藤 大	地域子育て 関係団体	厚木市青少年健全育成会連絡協議会 理事
8	委員	中山 恵理	事業所関係者	厚木市商工会議所青年部
9	委員	鹿児島 愛子	公募市民	
10	委員	山内 智子	公募市民	

令和7(2025)年2月1日現在

敬称略・順不同

2 厚木市こども計画推進委員会

(1) 厚木市こども計画推進委員会規程

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき厚木市におけるこども施策等についての計画（以下「厚木市こども計画」という。）の策定及び推進を図るため、厚木市こども計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 厚木市こども計画の策定に関すること。
- (2) 厚木市こども計画の進捗管理及び推進に関すること。
- (3) その他厚木市こども計画について必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には厚木市こども計画所管部次長を充て、副委員長は厚木市こども計画所管課長を充てる。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚木市こども計画所管課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年7月17日から施行する。

厚木市次世代育成支援計画推進委員会は、廃止する。

別表（第3条関係）

厚木市こども計画推進委員会委員

	役職	職 名
1	委員長	健康こどもみらい部次長
2	副委員長	こども育成課長
3	委員	保育課長
4	委員	子育て給付課長
5	委員	青少年課長
6	委員	こども家庭センター所長
7	委員	子育て支援担当課長
8	委員	健康医療課長
9	委員	企画政策課長
10	委員	総合計画担当課長
11	委員	行政総務課長
12	委員	財政課長
13	委員	地域包括ケア推進課長
14	委員	市民協働推進課長
15	委員	産業振興課長
16	委員	環境政策課長
17	委員	都市計画課長
18	委員	道路総務課長
19	委員	教育総務課長
20	委員	教育指導課長

令和7(2025)年2月1日現在

3 計画策定の経過

年月日	委員会等	検討内容等
令和5(2023)年 10月17日	令和5(2023)年度 第2回厚木市子ども育成 推進委員会	①あつぎ子ども未来プラン(第4 期)策定に向けてのニーズ調査 の実施について
12月1日～28日	厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査	
令和6(2024)年 3月14日	第3回厚木市子ども育成 推進委員会	①厚木市子ども・子育て支援事業 ニーズ調査結果の概要について
6月11日	令和6(2024)年度 第1回厚木市子ども育成 推進委員会	①あつぎ子ども未来プラン(第3 期)について ②あつぎ子ども未来プラン(第4 期)の考え方について
8月28日 ～9月30日	厚木市こども・若者の意向調査	
10月22日	第2回厚木市子ども育成 推進委員会	①(仮称)厚木市こども・若者みら い計画(素案)について
12月2日～ 令和7(2025)年 1月6日	パブリックコメント	
2月19日	第3回厚木市子ども育成 推進委員会	①厚木市こども・若者みらい計画に ついて

4 厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査

(1) 調査の目的

この調査は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、幼児期の学校教育・保育の充実及び地域における子育ての支援を計画的に推進していくために実施しました。

(2) 調査対象

調査の対象者は、令和5(2023)年11月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出しました。

調査の種類	対象者	対象者数
未就学児調査	市内在住の小学校入学前のこどもがいる保護者	2,000人
就学児調査	市内在住の小学生のこどもがいる保護者	2,000人
小学5年児童・ 中学2年生徒調査	市内在住の小学5年生及び中学2年生	2,000人

※平成30(2018)年度に同様の目的で実施した調査からの変更点

- ・未就学児調査の対象者数を4,000人から2,000人に変更
- ・小学5年児童・中学2年生徒調査を新たに追加

(3) 調査期間

令和5(2023)年12月1日(金)～12月28日(木)

(4) 調査の方法

アンケート調査票を、郵送により配布・回収しました。

(5) 回収状況

調査の種類	母集団数	対象者数	有効回収数	有効回収率
未就学児調査	8,499人	2,000人	862人	43.1%
就学児調査	12,500人	2,000人	832人	41.6%
小学5年児童・ 中学2年生徒調査	3,826人	2,000人	787人	39.4%

5 こども・若者の意向調査

(1) 調査の目的

この調査は、本計画を策定するに当たり、こども・若者等の意見を施策に反映させるため、その一環として、小・中学生及び16～39歳の若者から直接意見を聴くことを目的に実施しました。

(2) 調査対象

調査の種類	対象者	対象者数
小学6年生調査	厚木市立小学校の6年生	1,838人
中学2年生調査	厚木市立中学校の2年生	1,881人
若者意向調査	厚木市内に居住する16～39歳の若者	2,000人

※ 7月1日時点16～39歳人口：58,239人

(3) 調査期間

令和6(2024)年8月28日(水)～9月30日(月)

(4) 調査の方法

小学6年生・中学2年生は、児童・生徒に1人1台配備しているGIGAスクール端末を使用し、学校において対象者本人が回答する方法で実施しました。

16～39歳の若者は、対象者本人が、二次元コードからe-kanagawa電子申請システムを使用し、回答する方法で実施しました。

(5) 回収状況

調査の種類	対象者数	有効回収数	有効回収率
小学6年生調査	1,838人	1,120人	60.9%
中学2年生調査	1,881人	1,455人	77.4%
若者意向調査	2,000人	200人	10.0%

6 こども基本法（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に

参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援をするとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子

化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

厚木市こども・若者みらい計画
(令和 7 (2025) 年度～令和 11 (2029) 年度)
令和 7 (2025) 年 3 月

発行 厚木市
編集 厚木市健康こどもみらい部こども育成課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
電話 (046) 223-1511 (代表)
ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

